

資料 3

「ねんきん特別便」について

平成 20 年 1 月 24 日

社会保険庁

(目 次)

- ・ 名寄せ及び「ねんきん特別便」の送付状況について 1
- ・ 「ねんきん特別便」への回答状況等について 4
- ・ ねんきん特別便に「訂正なし」と回答した方に対する調査結果(中間報告) 12
- ・ ねんきん特別便についての広報の実績・今後の予定 16

名寄せ及び「ねんきん特別便」の送付状況について

- 1 年金受給者第1次名寄せにより記録が結びつく可能性がある方への「ねんきん特別便」については、昨年12月17日より送付を開始したところである。平成20年1月22日までに累計73万件送付しているところである。
- 2 今後、現役加入者の第1次及び第2次名寄せ並びに年金受給者の第2次名寄せの結果、記録が結びつく可能性がある方については、本年2月下旬から3月下旬にかけて、順次、「ねんきん特別便」を送付する予定。

(参考) 第2次名寄せの実施方法は、第1次名寄せの条件を段階的に緩和して行うものであるが、具体的には、次のとおり。

- ① 性別の不一致や生年月日の前後一日を許容する。
- ② 「ソトン」や「ツンシ」のような形態が類似している文字や「フルヤとフルタニ」のような複数の読み方があるものを許容する。
- ③ 元号を除外して年月日一致で行う。

記録が結びつく可能性のある方への「ねんきん特別便」の送付件数(推計)

1 次
名
寄
せ

3条件の名寄せで一致

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別

+

別人の可能性が高い場合
(社会保険庁が管理してい
るご本人の加入履歴と重複
する場合)を除外

受給者 約 300万件
(約 250万人)

加入者 約 800万件
(約 600万人)

計約 1,100万件
(約 850万人)

(注) ① 平成19年12月7日時点。実際の送付件数には変更があり得る。
② () 内は送付される人数ベースの数字である。
③ 全受給者数は3,700万人、全加入者数は6,600万人、
計1億300万人 (平成19年3月現在)

2 次
名
寄
せ

条件を緩和した名寄せで一致

- ・氏名 「ソ→ン」「ツ→シ」
「フルヤ、フルタニ」
- ・生年月日 ±1日
- ・性別 はずす

+

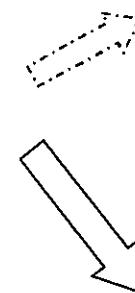
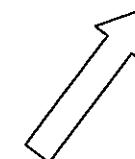
別人の可能性が高い場合
(社会保険庁が管理してい
るご本人の加入履歴と重複
する場合)を除外

(約100万～200万人)
(現時点における大まかな推計である。)

「ねんきん特別便」の送付・ご本人による確認

※ 相談・応答体制を勘案し、12月中旬から順次発送

結びつかない記録



記録の統合



結びつかない記録

ねんきん特別便送付スケジュール

月	12月			1月			2月			3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
ねんきん特別便送付時期												
電話相談体制												

受給者1次名寄せ送付合計約250万人

被保険者1次名寄せ送付合計約600万人

2次名寄せ(受給者・被保険者分)
約100万～200万人

300～400席

1200～1400席

- 特別便は、相談・応答体制を勘案し、12月中旬から順次発送。
- 受給者の相談割合は、被保険者の相談割合よりも相当高いと想定。そのため、受給者1次名寄せ分の送付期間を長めに分散。(12月に2回、1月及び2月にそれぞれ4回の計10回に分けて送付する予定)
- 被保険者1次名寄せ及び2次名寄せ分の発送は2月中旬以降となることから、これに備え2月上旬には新たな相談事業者を確保し、特別便対応の相談体制を強化予定。
- 実際の送付件数には変動があり得る。

平成 20 年 1 月 18 日
社会保険庁

「ねんきん特別便」への回答状況等について

- 「ねんきん特別便」は、年金受給者の方から、昨年 12 月 17 日に送付開始。
- 今般、これまでの特別便の発送、相談、回答の状況をとりまとめた。結果の概要は、次のとおり。〔別添 1〕
 - ・ 昨年 12 月 26 日までに約 48 万人に「特別便」をお送りし、そのうち、1 月 7 日現在で、社会保険事務所及び社会保険業務センターに約 16 万件の回答あり。
 - ・ うち、訂正ありの回答が約 2 万件、訂正なしの方が約 14 万件。また、届かなかったのは約 2 千件強。
 - ・ さらに、1 月 9 日に約 12 万件、16 日に約 13 万件を送付。
- まだ回答されていない方は、ご自分の記録にもれがないか十分お確かめの上、できるだけ早く回答をお願いしたい。現在の住所とお届けいただいている住所が異なる方は、お早めにお勤め先や市町村の窓口にご連絡をお願いしたい。
- 社会保険庁としては、次のような対応を徹底して実施したい。
〔別添 2、別添 3〕
 - ① 届かなかったものについて
 - 毎月住所変更届の有無を確認し、変更届があれば再送付、なければ市町村や事業主の協力を得て住所調査を行い、判明した新住所地に送付。
 - ② 未回答の方について
 - 発送から一定期間毎に、葉書等による勧奨を繰り返し実施。
 - ③ 訂正なしの回答について
 - ご本人の回答は基本的には信頼し尊重するが、内容からみて優先度が高いと思われるもの（既に基礎年金番号で管理されている記録と今般の名寄せで該当した記録に期間の重複がなく、かつ、未統合記録に結び付く同一氏名等の方が他にいない場合等）について、電話や訪問による入念的な照会を実施。
 - 封筒に、十分な確認を促すための注意喚起を新たに付記。
 - ④ ③については、来週を目途に対象者リストの作成等の作業に着手することとし、社会保険事務所等における対応体制も、相談体制を含め、発送状況に応じて順次強化。

「ねんきん特別便」についての発送・相談・回答状況

平成20年1月16日
社会保険庁

1. 「ねんきん特別便」発送状況（1月9日現在）

	12月17日	12月25日	12月26日	1月9日	累計
発送件数	300,922件	90,102件	90,693件	120,054件	601,771件
	12月分	1月分	累計		
未到達件数	1,430件	952件	2,382件		

2. 「ねんきん特別便専用ダイヤル」への相談状況（1月9日現在）

【月計】（累計は12月17日からの累計）

	12月分	1月分	累計
総呼数	42,649件	14,004件	56,653件
応答呼数	39,395件	13,521件	52,916件
応答率	92.4%	96.6%	93.4%

【週次計】

	12月17日～22日	12月25日～28日	1月4日～1月4日
総呼数	30,342件	12,307件	2,774件
応答呼数	27,443件	11,952件	2,697件
応答率	90.4%	97.1%	97.2%

【日計】

	1月4日(金)
総呼数	2,774件
応答呼数	2,697件
応答率	97.2%

	1月7日(月)	1月8日(火)	1月9日(水)
総呼数	4,521件	3,156件	3,553件
応答呼数	4,324件	3,049件	3,451件
応答率	95.6%	96.6%	97.1%

※電話相談対応時間は、1月18日（金）までは月曜日（月曜日が休日の場合は翌火曜日）は8:30～19:00、火曜日から金曜日は8:30～17:15である。

※電話相談対応時間は、1月21日（月）からは月曜日から金曜日は9:00～20:00である。

※1月休日開庁については、12日（土）、19日（土）の対応時間は9:30～16:00であり、26日（土）の対応時間は9:00～17:00である。

※1月1日から1月3日については、オンラインシステムの入れ替え作業のため、電話相談は行ってない。

3. ねんきん特別便相談・回答の受付状況（1月7日現在）

【月計】（累計は12月18日からの累計）

	12月分	1月分	累計
来訪相談・郵送受付件数	103,084件	63,791件	166,875件
記録の訂正の受付件数(※1)	15,710件	5,364件	21,074件
記録の訂正無しの回答受付件数(※1)	84,282件	57,309件	141,591件
相談のみ(※2)	2,708件	977件	3,685件
その他(※3)	384件	141件	525件

【週次計】（週次は、日曜日から土曜日までの累計）

	12月18日～22日	12月23日～28日	1月4日～4日
来訪相談・郵送受付件数	12,891件	90,193件	43,343件
記録の訂正の受付件数(※1)	7,513件	8,197件	2,029件
記録の訂正無しの回答受付件数(※1)	3,874件	80,408件	40,847件
相談のみ(※2)	1,346件	1,362件	425件
その他(※3)	158件	226件	42件

【日計】

	1月4日(金)	1月5日(土)	1月6日(日)
来訪相談・郵送受付件数	43,343件		
記録の訂正の受付件数(※1)	2,029件	閉庁	閉庁
記録の訂正無しの回答受付件数(※1)	40,847件		
相談のみ(※2)	425件		
その他(※3)	42件		

	1月7日(月)
来訪相談・郵送受付件数	20,448件
記録の訂正の受付件数(※1)	3,335件
記録の訂正無しの回答受付件数(※1)	16,462件
相談のみ(※2)	552件
その他(※3)	99件

※1…社会保険事務所、年金相談センター及び社会保険業務センターで受けた件数の合計である。

※2…ねんきん特別便についての相談のみで、回答の提出がなかったものである。

※3…回答を既に提出された方からの相談など、他の区分にあてはまらないものである。

※件数については速報値のため、修正される場合があり得る。

[別添2]

平成20年1月18日

社会保険庁

「ねんきん特別便」の回答状況等について

1. 「ねんきん特別便」の回答状況

昨年12月17日より年金受給者の方への「ねんきん特別便」の送付を開始し、12月26日までに481,717件を送付しました。(その後、本年1月9日、16日にそれぞれ120,054件、130,071件を送付。)

このうち、1月7日現在で、社会保険事務所及び社会保険業務センターに166,875件の回答があり、うち、年金加入記録照会票(訂正あり)の回答が21,074件、確認はがき(訂正なし)の回答が141,591件でした。また、未到達件数は1月7日現在で2,380件となっています。

2. 対応

社会保険庁としては、次のような対応を行うことにしています。

(1) 未到達について

- ・ 社会保険業務センターにおいて、毎月、住所変更届の有無を確認し、変更届があった場合には、「ねんきん特別便」を再送付します。
- ・ 変更届がないものについては、社会保険事務所において、市町村や事業主の協力を得て住所調査を実施し、判明した新住所地に「ねんきん特別便」を送付します。
- ・ 現在の住所とお届けいただいている住所が異なる方に、お勤め先や市町村の窓口に連絡いただけるよう、引き続き広報等で呼びかけを行います。

(2) 未回答者について

- ・ 社会保険業務センターにおいて、発送から一定期間ごとに、未回答の方をシステム上把握・整理し、提出勧奨はがき等による勧奨を繰り返し行います。

(注) 提出勧奨はがきの送付は、20年度当初を目途に開始することとし、
当初発送から3~6か月を目途に実施します。

(3) 「訂正なし」の回答について

- ご本人の回答は基本的には信頼し尊重してまいります。しかしながら、内容からみて優先度が高いと思われるもの*について、入念的な照会を行います。

* 優先度が高いと思われるもの

- お送りした記録の加入期間に重なることなく未統合記録が入り、かつ、他に未統合記録に結び付く同一氏名等の方がおられないもの等

※ 入念的照会については、次のような方法で実施することとします。

- 社会保険業務センターにおいて該当者を抽出し一覧表を作成し、社会保険事務局・所に送付する。
- 社会保険事務局・所においては、優先度が高いと思われるものについて、電話確認を優先しつつ、訪問も含め、個別照会を行う。

- なお、1月16日に発送した分から、送付した方々に十分な確認を促すべく、封筒表書に注意喚起の文言を付記することにしました。

(4) 事務処理体制の整備等

- (3) の対応については、来週を目途に該当者抽出・一覧表作成作業に着手することとし、社会保険事務所等における対応体制を、相談体制も含め、「ねんきん特別便」の発送状況に応じて順次強化します。

年金受給者の場合

[別添3]

重要 親展



ご確認いただくに当たっては、
お近くの社会保険事務所にお越しいただくか
「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください
TEL 0570-058-555

「ねんきん特別便」です。

年金加入記録にもれがある可能性があります。
十分お確かめの上、ご回答いただきますよう、
お願いいいたします。

社会保険庁
社会保険業務センター
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
「ねんきん特別便専用ダイヤル」
電話 0570-058-555

被保険者の場合

重要 親展



ご確認いただくに当たっては、まず
「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください
TEL 0570-058-555
社会保険事務所でも受け付けております

「ねんきん特別便」です。

年金加入記録にもれがある可能性があります。
十分お確かめの上、ご回答いただきますよう、
お願ひいたします。

社会保険庁
社会保険業務センター

〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
「ねんきん特別便専用ダイヤル」
電話 0570-058-555

確認はがき(1000通)に係る記録 (全1,000件 記録数1,265) 20.1.18

(* 平成20年1月7日までに到着した年金受給者の第1次名寄せ分の確認はがきから抽出)

重複パターン			区分		
期間重複なし	695 件	54.9 %	複数人に通知	59 件	4.6 %
			お一人のみ通知	636 件	50.3 %
期間重複あり	570 件	45.1 %	複数人に通知	77 件	6.1 %
			お一人のみ通知	493 件	39.0 %
計	1,265 件	100.0 %	複数人に通知	136 件	10.8 %
			お一人のみ通知	1,129 件	89.2 %

※ 記録数1,265件の納付月数割合 12月まで67.3%・13月以上32.7%

(注①) 期間重複とは、既に基礎年金番号で管理されている記録と今般の名寄せで該当した記録との期間の重複のこと。

(注②) 年金受給者に送付する特別便については、期間重複ありのものが半数程度と推計している。

ねんきん特別便に「訂正なし」と回答した方に 対する調査結果（中間報告）

平成20年1月22日
社会保険庁

【調査の概要】

- 1月7日現在で送付したねんきん特別便約48万件に関して、訂正なしの回答をいただいた約14万件の中から、1000人（1265件）を抽出し、そのうち、その方の記録の可能性が高い方530人（636件）について、1月16、17日に電話調査を行い、集計したもの。
- 連絡のとれた方には、記録が確認できた、確認できなかったにかかわらず、すべての方に社会保険事務所への来訪をお願いした。
- なお、現在も引き続き、調査を進めている。

1. 調査に対する回答状況

回答の有無等	人 数
回答をいただいた方（A）	264
回答をいただけなかつた方	2
御不在であった方	42
電話番号が不明であった方	222
計	530

2. 回答をいただいた方（A）の記録の確認結果

確認の結果	人 数
記録が確認できた方	117
記録が確認できなかつた方	147
計	264

※調査に当たっては、必要に応じて、結びつく可能性のある記録の加入期間、事業所の業種内容、事業所等の所在地市町村を示した。

窓口相談マニュアルの改訂について

1. 「相談応答Q & A」について

- ねんきん特別便受領者からの相談に対して、公平かつ統一的な対応を図るために、平成19年12月12日付で、地方社会保険事務局に対して「ねんきん特別便相談対応Q&A」（素案）を提示。
- 12月18日に、地方社会保険事務局に対し「ねんきん特別便相談対応Q&A」の補足を電子メールにて送付。

2. 「相談応答Q & A」の改訂について

- これまでの相談現場からの相談実例の積み重ねや確認はがきの件数を踏まえて、より丁寧に記憶の呼び起こしを働きかけるために、「相談応答Q & A」の改訂作業を進め、今月中に公表予定。
- なお、12月18日付けの補足の事務連絡については、1月21付で廃止し、以下のとおり、より丁寧な対応を指導し、記憶の呼び起こしの働きかけを積極に行うこととしている。

(改訂内容)

- ・コンピュータ上の突合せの結果、その相談者の記録に結びつく可能性がある記録が他の方には送られておらず、かつ、
- ・その相談者の基礎年金番号により管理されている記録との期間の重複状況が短いか、又はほとんどない相談者等については、それらの状況に応じて、
 - ① 事業所の所在地
 - ② 事業所の業種内容
 - ③ 事業所に加入していた期間などの情報の全部又は一部を社会保険事務所側からその相談者に適宜お伝えし、相談者ご自身の記憶の呼び起こしを丁寧に行う。

事務連絡
平成20年1月21日

社会保険事務所における「ねんきん特別便」に係る窓口相談の今後の対応について

社会保険庁運営部
企画課年金相談推進室

標記については、平成19年12月18日付け「被保険者記録照会の対応時における注意点について」(以下、「補足メール」という。)により連絡したところであるが、今般、その取扱について下記のように取り扱うこととしたので、各社会保険事務所に徹底されたい。

なお、ねんきん特別便に係る相談は、古い記録に関わることも多く相談者の記憶も確実ではないことが多いと考えられるので、社会保険事務所における窓口相談においては、来訪された相談者の立場に立って懇切丁寧に対応するよう徹底されたい。

また、個別の相談事例につき、不明な点や判断に迷う場合は、社会保険事務局又は本庁に協議されたい。

記

1. ねんきん特別便に記載された基礎年金番号で管理されている加入履歴以外の加入履歴について、記憶がはっきりしない、又は、不明とされる相談者のうち、コンピュータによる突き合わせの結果、

- ・ その相談者の記録に結びつく可能性がある記録が他の方には送られておらず、かつ、
- ・ その相談者の基礎年金番号により管理されている記録との期間の重複状況が短いか、又はほとんどない

相談者等については、それらの状況に応じて、

- ① 事業所の所在地
- ② 事業所の業種内容
- ③ 事業所に加入していた期間

などの情報の全部又は一部を社会保険事務所側からその相談者に適宜お伝えし、相談者ご自身の記憶の呼び起こしを丁寧に行うこと。

2. 「『ねんきん特別便』相談対応Q&A」(素案)については、上記の窓口相談対応の一部見直しを含め、別途、具体的な修正内容を連絡する。

3. 平成19年12月18日付けの補足メールについては、廃止する。

平成20年1月21日付で本メールは廃止済

(参考)被保険者記録照会の対応時における注意点について(平成19年12月18日付発出)

件名:被保険者記録照会の対応時における注意点について[Tue, 18 Dec 2007 23:17:05 +0900 (JST)]
送信者:
宛先:

大変お世話になっております。

「ねんきん特別便」の窓口対応につきまして、以下のこととに充分注意いただきますようお願ひいたします。

「Q & A」P 5 3 P O I N Tに書いてあるように、『個別の記録に基づいた誘導は行わないこと』として、

1. 事業所名について

お客様が事業所名を失念しているような場合であっても、事務所サイドからは事業所を特定する部分について一切告げないこと。最初の一文字を告げて、○から始まりませんか?△が付いていませんか?等の誘導はしないこと。

2. 期間について

勤めていた期間について、○○年～○○年頃に勤めてませんか?等の期間が特定できる誘導はしない。お客様が何歳頃でしたか?あるいはご家族の状況、誰もが知っているような社会的な出来事、行事などを思い出してもらうような誘導の仕方をする。

3. 所在地について

○○区か△△区のどちらかでなかったですか?等の二つに一つ、のような誘導はしない。周りにあった建物や通勤経路、道路などから範囲を狭めていくような誘導の仕方をする。

等の対応をお願いします。

社会保険庁運営部企画課
年金相談推進室

ねんきん特別便についての広報の実績・今後の予定

1.これまでの広報の実績（12月上旬から1月中旬）

（1）政府広報新聞折込広告：「ねんきん特別便」の発送開始日（昨年12月17日）に合わせ、タブロイド判4面を全国に3000万部配布（別紙1）

【広報内容】

- 「ねんきん特別便」発送開始の大臣メッセージ
- 「ねんきん特別便」の送付スケジュールを含む5000万件の統合・解明の作業スケジュール
- 「ねんきん特別便」を受け取った方にお願いしたい事項（年金加入履歴の確認・その後の手続き）の周知
- 「ねんきん特別便」送付や記録確認に必要な届出（結婚等による名字の変更、転居に伴う住所変更）の呼びかけ
- 「ねんきん特別便」に係る相談先の案内（「ねんきん特別便専用ダイヤル」の番号や受付対応時間など）

（2）政府広報のテレビ・ラジオ番組など

①「そこが聞きたい！ニッポンの明日」、「ご存じですか」、「キク！みる！」、「栗村智のHappy!ニッポン！」など各種の政府広報テレビ・ラジオ番組や政府インターネットテレビに、舛添大臣、西川副大臣、松浪政務官などが出演し、国民の皆様にわかりやすく説明。

②テレビ・スポット：（1月19日から2週間、全国の民放局で放映）

【広報内容】

- 「ねんきん特別便」の外見様式や内容物の説明（他の郵便物に紛れないよう、重要なお知らせであることを訴求）

- 「ねんきん特別便」が届いた場合の年金加入記録の確認の方法や確認後の手続き
- 「ねんきん特別便」送付や記録確認に必要な届出（結婚等による名字の変更、転居に伴う住所変更）の呼びかけ
- お問い合わせ先のご案内（「ねんきん特別便専用ダイヤル」や最寄りの社会保険事務所における相談受付を案内）

（3）社会保険庁における広報の取り組み

- ①社会保険庁ホームページに「ねんきん特別便」のコーナーを新設。
(<http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/tokubetsubin/index.html>)
- ②社会保険事務局宛に広報用チラシを提供し、チラシの幅広い活用を指示（自治体や関係団体への提供など）。
- ③「ねんきん特別便」の封筒にお問い合わせ先を強調して追加記載（1月16日発送分より）。

2. 今後の広報の予定（本年1月下旬～3月末目途）

（1）今後予定している広報内容

これまでの「ねんきん特別便」の回答状況を踏まえるとともに、名寄せで特定されなかった記録の統合に向けて、以下の内容が国民各層に幅広く浸透するよう、集中的な広報を実施する。

- 「ねんきん特別便」が届いた場合の「ねんきん特別便専用ダイヤル」のご利用や社会保険事務所へのご相談の呼びかけ
- 御自身の年金加入記録の入念なご確認のお願い（チェック・ポイントや記憶の呼び起こしのヒントなど）
- 旧姓による職歴の申し出の集中的な呼びかけ（2月・3月を「申出集中キャンペーン」として位置づけ）

(2) 広報媒体

- 政府広報の活用
- 社会保険庁ホームページ掲載や社会保険事務所窓口等におけるチラシの配布、納入告知書への同封など
- 関係団体を通じた周知広報
 - ・自治体広報への掲載依頼
 - ・経済団体に、企業の社内報などへの掲載依頼
 - ・福祉関係団体（例：老人福祉施設、視覚障害者関係団体、民生委員団体への広報依頼など）
 - ・女性を読者層とする出版社への協力要請（旧姓による職歴の申し出の注意喚起）

「ねんきん特別便」に関する政府広報実績

広報媒体区分	掲載日等	掲載紙・番組名等
新聞突出し広告	11月21～25日	毎日新聞、朝日新聞、日本経済新聞、地方65紙
	12月18～23日	産経新聞、朝日新聞、ブロック3紙、読売新聞、毎日新聞
新聞折込広告	12月17日	あしたのニッポン（全国3,000万部配布）
テレビ番組	11月30日	キク！みる！
	12月7日	ご存じですか～くらしナビ最前線～
	12月16日	そこが聞きたい！ニッポンの明日
ラジオ番組	11月10日	栗村智のHAPPY！ニッポン！（お知らせコーナーのみ）
	11月17、24、 12月1日	中山秀征のBeautiful Japan（番組内CMのみ）
	12月15日	栗村智のHAPPY！ニッポン！
政府インターネットテレビ	12月20日～	「ねんきん特別便」のお知らせ
テレビスポットCM	1月19日～	ねんきん特別便「記録漏れの確認・返送」篇
インターネットテキスト広告	11月5～11日	47NEWS, jiji.com
	11月12、13日	asahi.com
	12月17～23日	asahi.com
	12月31～1月6日	NIKKEI NET
モバイル携帯端末	12月17～23日	The News
視覚障害者向け資料	11月発行	音声広報CD、点字広報誌のトピックに取り上げ

「ねんきん特別便」の お知らせ

保存版

あした のニッポン

第3号 平成19年(2007年)12月



あなたの年金記録の確認を お願ひいたします。

この度の年金記録をめぐる問題について、心よりお詫び申し上げます。

一刻も早く、皆さまの年金記録を正しいものとするよう、最善を尽くしてまいります。

基礎年金番号に結びついていない約5000万件の記録につきましては、

本年11月からコンピュータによる名寄せ作業を開始し、

その結果、皆さまの基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方に、

お約束どおり、本年12月から来年3月までの間に「ねんきん特別便」を順次お送りいたします。

それ以外の年金受給者・現役加入者の方は3月までにお送りする対象にはなりませんが、

これらすべての方々にも、来年4月から10月までの間に順次「ねんきん特別便」をお送りし、

ご家庭で皆さまの年金記録を確認していただけるようにいたします。

お手数をおかけしますが、あなたの年金記録の確認に、ぜひご協力をお願いします。



厚生労働大臣 外添要一



住所・名字が変わった方はすみやかにご連絡を!

現在の住所と、お届けいただいている 住所が異なる方

住所変更の届出がお済みでない方は、大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。住所の変更・訂正は、ご自身による手続きが必要となりますので、お勤めの会社や市区町村の窓口にご連絡ください。



結婚等で名字が変わったことがある方

結びつく可能性のある記録を探すためにも、お手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、氏名変更のお届けがなされていない方は、変更の届け出をお急ぎください。



着実に対応を進めています

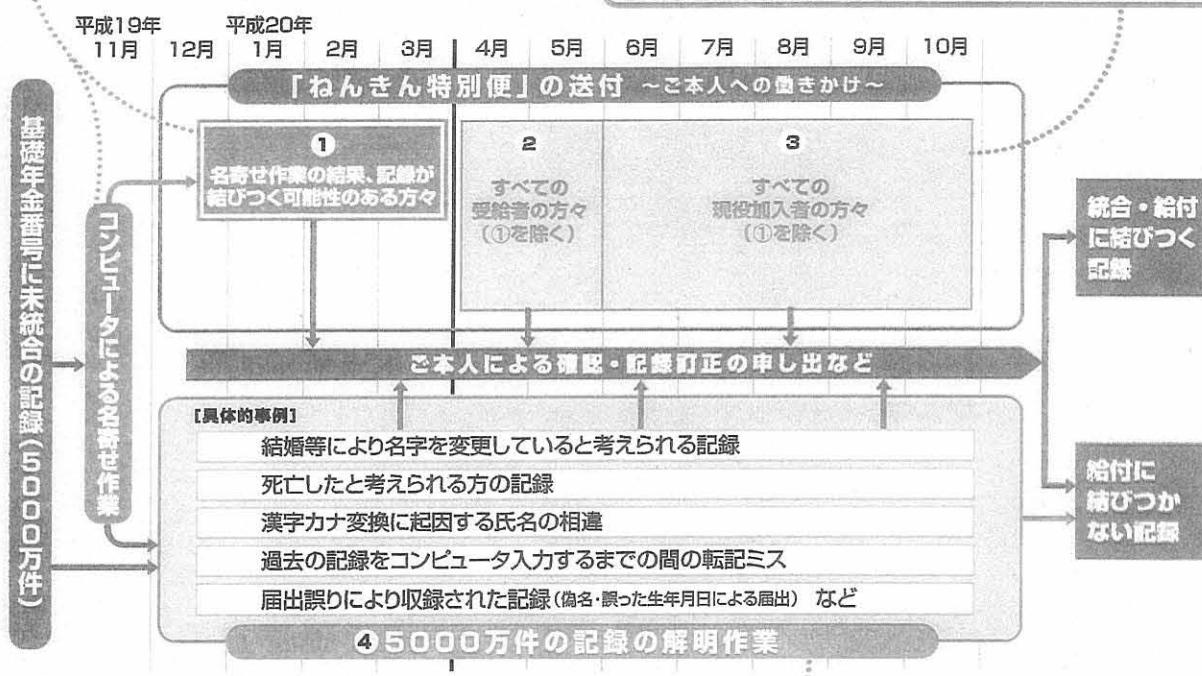
① コンピュータによる名寄せ作業

来年3月までを目途に、「5000万件」の記録とすべての年金受給者・現役加入者の記録をコンピュータ上で突き合わせ、その結果記録が結びつく可能性がある方々へお知らせします。(「ねんきん特別便」)

② ③ すべての方への年金記録のお知らせ

来年4月から10月までを目途に、すべての年金受給者と現役加入者の方に「ねんきん特別便」で年金記録をお知らせいたします。これにより、名寄せに該当しなかった方にもご自身の加入記録の確認をお願いいたします。

未統合の年金記録整理の今後のスケジュール



④ 5000万件の記録の解明作業

5000万件の記録のうち、名寄せ作業でどなたの年金記録とも特定されなかった記録については、具体的な内容ごとに仕分けをし、その内容に応じた調査・照会等を行います。これらは、来年4月以降も続けます。



名寄せってなんですか?



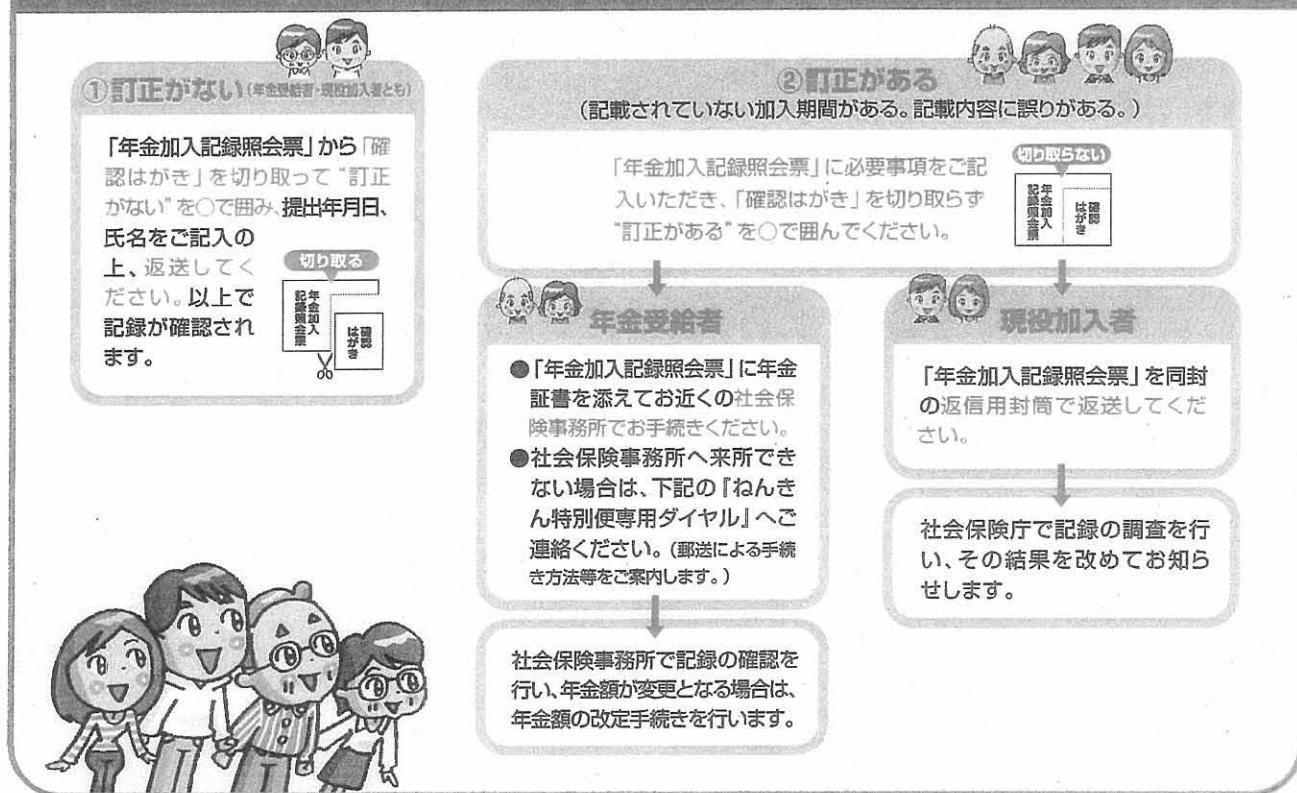
名寄せとはコンピュータを用いて、「基礎年金番号で管理している記録」と、「基礎年金番号にまだ結びついていない約5000万件の記録」とを、氏名・生年月日・性別の3つの情報で突き合わせ、同一の方の記録として結びつく可能性のある記録を探し出す作業です。

来年3月まで目途の「名寄せ」や「ねんきん特別便」の送付だけでは、年金記録は統合されません。

ご本人の確認を経て、はじめて記録が統合できます。お手数をおかけしますが、「ねんきん特別便」をご確認のうえ、必ずお手続きください。

年金加入記録の確認の流れ

訂正がある場合、年金受給者の方と現役加入者の方では、手続き方法が異なります。ご注意ください。



お問い合わせは「ねんきん特別便専用ダイヤル」へ!



0570-058-555

※IP電話、PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※一般の年金相談は下記①へ、共済制度については下記②までお問い合わせください。

■受付時間 ※休日明けや、お手元にお知らせが届いた直後は混み合う場合がありますので、ご了承ください。

平成20年1月19日まで

月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分まで

ただし月曜日(月曜が休日の場合は翌火曜日)は午後7時まで

第2土曜日：午前9時30分～午後4時まで

※12月22日(土)及び1月19日(土)については、午前9時30分から午後4時までご利用いただけます。

※12月29日(土)から1月3日(木)は、ご利用いただけません。

平成20年1月21日から

月～金曜日：午前9時～午後8時まで

第2土曜日：午前9時～午後5時まで

※1月26日(土)及び3月9日(日)については、午前9時から午後5時までご利用いただけます。

※オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。

①一般の年金相談は、

「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで

②共済制度については下記へお問い合わせください。

・私学共済:日本私立学校振興・共済事業団/電話03-3813-5321

・公務員共済:最後に加入していた(または現在所属している)共済組合

社会保険庁ホームページで「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」に関するQ&Aを掲載しています。

社会保険庁ホームページ

<http://www.sia.go.jp/>

■この広報の内容に関するお問い合わせは、

社会保険庁 運営部 企画課 TEL. 03-5253-1111(代表)

発行: 内閣府政府広報室 T100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 TEL.03-5253-2111(代表)
本紙記事の一般商業紙・誌への転載はご遠慮ください。なお、その他の目的で転載を希望する場合は、事前に内閣府政府広報室にご照会ください。



年金相談マニュアル

制 度 編

社会保険業務センター

目 次

I	社会保険の概要	
1	社会保険の種類	1
2	通称による区分	2
3	保険者	3
II	厚生年金保険の概要	
1	事業所単位で加入	4
2	被保険者	5
3	保険料	10
III	国民年金の概要	
1	被保険者	12
2	保険料	14
3	国民年金の窓口	20
4	海外居住者の国民年金加入手続き	20
IV	年金給付	
1	老齢基礎年金	21
2	特別支給の老齢厚生年金	23
3	老齢厚生年金（本来支給）	26
4	障害年金	27
5	遺族年金	30
6	寡婦年金	33
7	死亡一時金	34
8	脱退手当金	35
9	外国人の脱退一時金	37
10	旧法による年金給付	38
11	旧令共済組合の組合員期間	45
12	統合共済	47

1 3	その他の共済組合	52
1 4	見込額試算・IDパスワード認証方式による記録の提供	54
1 5	ねんきん定期便・裁定請求書事前送付	58
1 6	ねんきん特別便	62
1 7	厚生年金基金	64
1 8	国民年金基金	66
1 9	沖縄の特例	68
2 0	社会保障協定	71
2 1	不服の申立て	75
2 2	裁定訂正	78
2 3	年金の時効特例	79
2 4	第三者委員会	81

V 基礎年金番号の仕組み

1	基礎年金番号とは	82
2	基礎年金番号の体系	82
3	年金手帳番号	83
4	被保険者記録照会	83

一参考一

公的年金制度の沿革	84
-----------	----

I 社会保険の概要

1 社会保険の種類

制度の種別

社会保険制度は、次の11種であって、これによって国民皆保険・皆年金を実現しています。

- ① 健康保険
- ② 国民健康保険
- ③ 介護保険
- ④ 厚生年金保険
- ⑤ 国民年金
- ⑥ 労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）
- ⑦ 雇用保険
- ⑧ 船員保険
- ⑨ 国家公務員共済組合
- ⑩ 地方公務員等共済組合
- ⑪ 私立学校教職員共済

社会保険

わが国の社会保険制度は大別すると、公的扶助、公衆衛生・医療、社会福祉、社会保険の4つの柱があり、広義には恩給と戦争犠牲者援護を含めています。

社会保険とは、憲法第25条（①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。）の規定によって、国がその社会政策ないし社会保障を実現するため、保険の方式を用いてする社会保障制度の一部です。その具体的目的は、病気・けが、障害、出産、老齢、死亡、失業等の保険事故によって生ずる個人の窮屈化を防ぎ、国民生活の安定を図ることであり、医療保険、年金保険、労災保険、雇用保険を総称したものが広義の社会保険です。このうち労災保険・雇用保険（労働保険と称す。）を除いたものを一般に社会保険とよぶ場合があります。

2 通称による区分

● 納付目的による区分

- ・医療
 - ・健康保険
 - ・国民健康保険
 - ・船員保険の疾病給付部門
 - ・国家公務員、地方公務員等、私立学校教職員の各共済の短期給付部門
- ・年金
 - ・厚生年金保険
 - ・国民年金
 - ・船員保険の職務上年金部門
 - ・国家公務員、地方公務員等、私立学校教職員の各共済の長期給付部門

● 加入対象による区分

- ・被用者
(職域保険)
 - ・国民健康保険及び国民年金を除く上記の各保険
 - ・労災保険
 - ・雇用保険
- ・一般住民
(地域保険)
 - ・国民健康保険
 - ・国民年金
 - ・介護保険

注（1）

医療保険は、病気やけがによる医療給付の他に出産給付、葬祭給付等も行っています。労災保険は、病気やけがの給付を行っているが、医療保険とはいいません。それは業務（通勤）災害の保険であることから、使用者の補償責任を担保する災害補償保険とされ、保険料も全額使用者負担であることと、医療給付の方式がかなり異なっているためです。

老人保健法で医療保険各法とよんでいるのは、次に掲げる各法です。

（老健法 6 条第 1 項）

健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法

注（2）

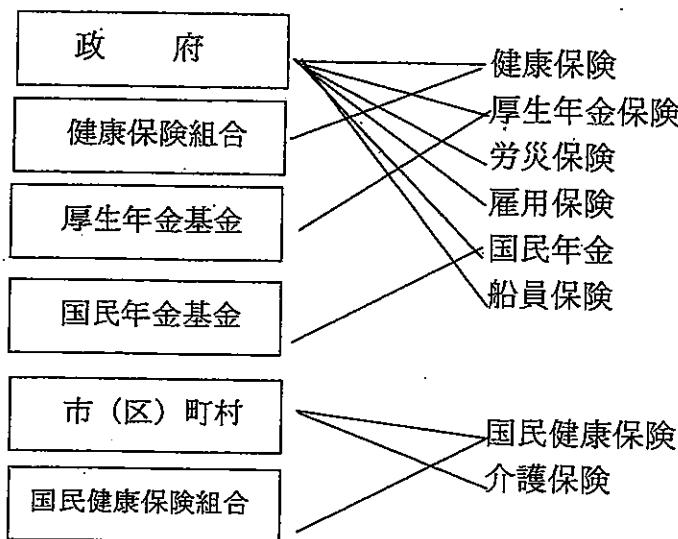
国民年金法で被用者年金各法とよんでいるのは、次に掲げる各法です。

（国年法 5 条第 1 項）

厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法

3 保険者

保険者の種類



保険者とは

健康保険事業を運営するために保険料を徴収したり、保険給付を行ったりする運営主体のことを『保険者』といいます。

健康保険の保険者には、政府と健康保険組合の2種類があります。

1 政府

政府は、健康保険組合に加入している組合員以外の被保険者の健康保険を管掌しています。

これを政府管掌健康保険（以下「政管」という。）といい、社会保険庁が事業を運営しています。

また、社会保険庁の出先機関には、地方社会保険事務局と社会保険事務所があり、適用、保険料徴収、保険給付などは、当該の窓口で行っています。

2 健康保険組合

健康保険組合は、その組合員である被保険者の健康保険を管掌しています。これを組合管掌健康保険（以下「組合」という。）といい、単一の企業で設立する組合、同種同業の企業が合同で設立する組合などがあります。組合を設立するためには、一定数以上の被保険者があって、かつ組合員となる被保険者の半数以上の同意を得て規約を作り、厚生労働大臣の認可を受けることが必要です。組合は、健康保険法で定められた保険給付（法定給付）や保健福祉事業を行うほか、一定の範囲で付加給付を行うことができるなど、自主的な事業の運営を行うことができます。

II 厚生年金保険の概要

1 事業所単位で加入

- ◆ 厚生年金保険への加入やその手続、保険料の納入などは、健康保険と同様に事業所単位で、事業主の責任で、行われます。
- ◆ 法人の事業所と常時5人以上の従業員が働いている会社、商店などの事業所は、法律によって、事業主や従業員の意思に関係なく、厚生年金保険に必ず加入することになっています。

■ 加入する事業所

次の事業所は、法律によって、事業主や従業員の意志に関係なく、厚生年金保険に加入しなければなりません。このような事業所を「強制適用事業所」といいます。(法6条)

(1) 常時5人以上の従業員が働いている会社、工場、商店、事務所などの事業所

一般の事業所は法人であるか個人であるかに関係なく、5人以上いれば加入しなければなりません。ただし、サービス業や農業などの個人の事業所は強制加入の範囲から除かれます。

(2) 常時従業員を使用している法人の事業所

ここでいう法人とは株式会社、有限会社などすべての法人をいいます。このような法人は、事業の種類に関係なくすべての業種で、常時使用されている従業員が1人でもいれば、適用事業所となります。

なお、厚生年金保険の事務の手続き先は、事業所の住所地を管轄する社会保険事務所となっています。

(3) 船舶

船員として船舶所有者に使用される人が乗り組む船舶の所有者

Q&A

● 厚生年金保険への任意加入

厚生年金保険の強制適用事業所となっていない会社でも、加入することができます。

強制適用の扱いを受けていない事業所の事業主が、従業員の半数以上の同意を得て手続きをし、社会保険庁長官の認可を受ければ、厚生年金保険の適用を受けることができます。(任意適用事業所といいます)。(法6条Ⅲ・Ⅳ)

● 本社と離れている工場等の扱い

本社と工場が離れて設置されているときは、それぞれ別の事業所になりますか。

厚生年金保険でいう事業所とは、工場、商店、事業所などの事業が行われている場所という意味ですので、同じ会社でも、本社と工場が離れて設置されているときは、それぞれ別の事業所として扱われます。なお、この取扱いでは、転勤のときに手続き上のミスから被保険者期間に空白ができたり、人事・給与の管理を本社が一括して行う会社では二重の手間がかかるなどの不合理な面もあります。このため、二つ以上の事業所の事業主が同一であって、一定の条件を満たす場合には、社会保険庁長官の承認を受けければ一括して一つの適用事業所とする扱いができます。
(法8条の2)

● 船員の扱い

船員保険に加入している人は、どのような扱いになりますか。

5トン以上の船舶、30トン以上の漁船に乗り組む船員は、船員保険に加入していますが、年金部門は厚生年金保険に加入しますので、上記の船舶等は厚生年金保険の適用事業所となり、それに乗り組む船員は、厚生年金保険の被保険者となっています。
(法6条I)

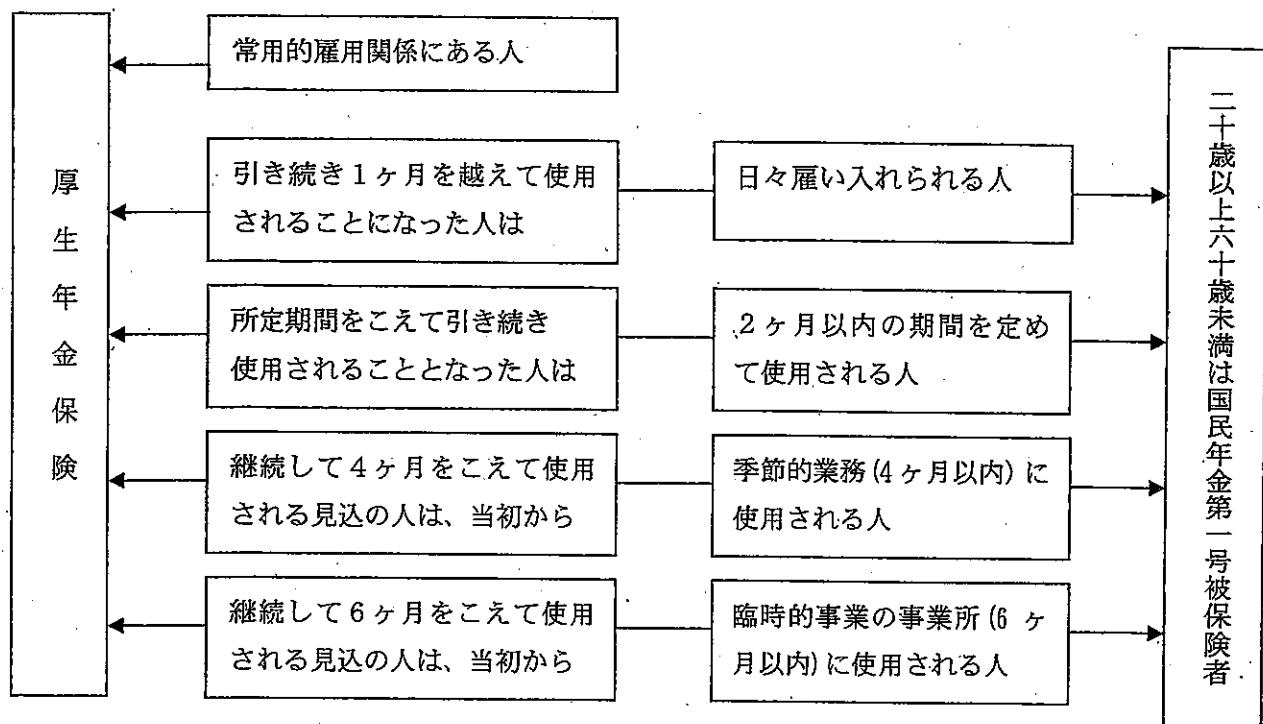
なお、船員の厚生年金保険の事務の手続き先は、船舶保有者の住所地を管轄する地方社会保険事務局または社会保険事務所となっています。

2 被保険者（加入する人）

- ◆ 厚生年金保険では、適用事業所に使用される70歳未満の人が被保険者となります。
- ◆ ただし、日雇労働者（1ヶ月以内）、短期間（2ヶ月以内）の臨時に使用される人、季節的業務（4ヶ月以内）や臨時の事業（6ヶ月以内）に使用される人などは、被保険者の対象から除かれています。

上記の「使用される人」とは、事業上その事業主に使用され、労働の対価として給料や賃金を受け取っている人のことをいい、法律上の雇用契約があるかどうかは必ずしも関係ありません。
(法9条・同12条)

被保険者となる要件



◆ 高齢任意加入について

70歳以上の高齢者であって、年金の受給権がない人は、在職中であれば引き続き厚生年金保険に加入することができます。

適用事業所に使用されている人又は、適用事業所以外の事業所に使用されている人で年金の受給要件を満たしていない場合に限ります。

保険料等を全額負担しますが事業主が同意をすれば半額は、事業主負担とすることができます。

受給権確保のための手段であることから受給要件を満たせば資格を喪失します。

■ 入社したとき・退職したとき

厚生年金保険では、適用事業所に使用されるようになった日、たとえば入社した日に自動的に被保険者の資格を取得することになります。この場合、事業主は5日以内に、社会保険事務所に「被保険者資格取得届」を提出し、確認を受けて、その結果を被保険者に知らせなければなりません。

(法13条・同27条、則15条)

被保険者が適用事業所に使用されなくなったとき、たとえば退職したときや死亡した場合は、該当する日の翌日に、被保険者の資格を喪失することになります。この場合も資格取得のときと同様、5日以内に事業主が「被保険

者資格喪失届」を提出し、被保険者に確認の通知をしなければなりません。

(法14条、則22条)

被保険者がいつ資格を取得したか、喪失したかということは、年金給付を受けるときの被保険者期間を計算するうえで大切なことですし、届出などが正確に行われていないと、不利益を被ることがあります。事業主も被保険者も、被保険者の資格に関する届出などがルーズにならないよう注意する必要があります。

■ 厚生年金保険の被保険者の種類

厚生年金保険においては、歴史的な経緯等から、被保険者の性別や職業などによって、保険料の負担や年金を受ける資格期間に差が残っているため、被保険者を次の4種類に分けることがあります。ただし、現在は性別または職業によって保険料や資格期間に残っている差を徐々にくす方向にありますので、将来は、このように被保険者を区別する必要がなくなります。(法附(60)5条)

第1種被保険者——男子の被保険者

第2種被保険者——女子の被保険者

第3種被保険者——坑内員と船員の被保険者

第4種被保険者——任意継続被保険者

* 平成9年4月1日から、旧公共企業体の三共済組合（日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合および日本鉄道共済組合）の長期給付事業が厚生年金保険に統合されたことに伴い、昭和7年4月2日以後に生まれ、平成9年3月31日に三共済の組合員であって、平成9年4月1日に改正前の国共済法に規定する適用法人または指定法人の事業所または事務所のうち厚生年金保険法に規定する適用事業所に使用されていた人は、平成9年4月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得しました。 (法附平(8)4条)

* 平成14年4月1日から、農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険に統合されたことによって、昭和7年4月2日以後に生まれ、平成14年3月31日に農林漁業団体職員共済組合の組合員であった人で、平成14年4月1日に農林漁業団体等に使用されている人は、平成14年4月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得します。 (法附平(13)4条)

Q & A

● 実習中の被保険者資格はどうなるか

採用が内定している大学4年生が3月20日に卒業して、翌21日から当社で実習についている場合は、いつから被保険者となりますか。なお、当人の正式入社は4月1日ですが、実習中は日割計算で賃金を払っています。

被保険者となるかどうかは、適用事業で働き賃金を受け取るという事実上の使用関係が決め手となります。質問の場合は、実習中といつても事実上の使用関係があるわけですし、引き続き正式入社して勤務することになりますから、最初から被保険者となります。つまり、3月21日に被保険者の資格を取得することになります。

● 海外出張者は資格を失うか

半年間外国へ出張する人がいますが、被保険者の資格はどうなりますか。

被保険者の資格については、健康保険と同じく、海外へ出張した人についても、適用事業所での使用関係が続いている限りは資格は喪失しません。保険料については、出張期間も被保険者期間に含まれ、年金給付の対象となるので、保険料は負担することになっています。

● 外国人は被保険者となるか

当社では、外国の研修者が従業員として勤務していますが、被保険者となりますか。

適用事業所に働く従業員は、国籍に関係なく被保険者となることになっていて、外国人であるからといって特別の扱いはされません。そして、年金を受けられるようになれば、たとえ本国に帰国していても、国が責任をもって送金します。

なお、平成7年4月から、厚生年金保険の被保険者期間が6ヶ月以上あり、老齢基礎年金の資格期間を満たしていないなど要件を満たした外国人が被保険者の資格を喪失し、日本国内に住所を有しなくなった日から2年内に請求を行えば、脱退一時金が支給されることになっています。(法附29条)

● パートタイマーと厚生年金保険の適用

当社では、主婦をパートタイマーで雇うことにしましたが、厚生年金保険の被保険者として適用しなければなりませんか。

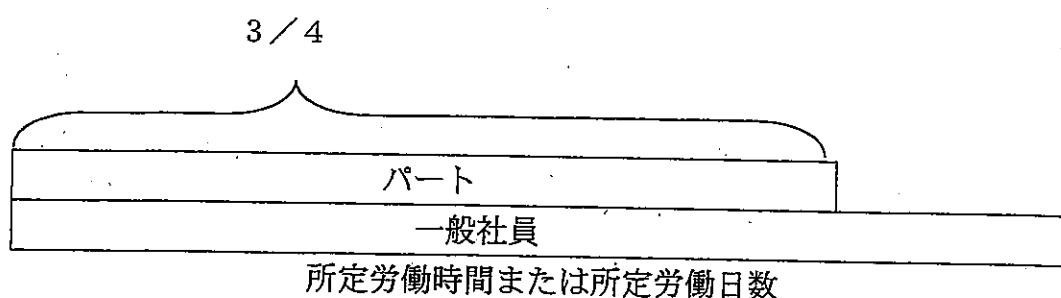
パートタイマーを被保険者として取り扱うかどうかは、その身分関係だけで一律に判断するのではなく、使用関係の実態に応じて判断しなければなりません。その一つの目安になるのが常用的雇用関係にあるかどうかで、次にあげる勤務時間と勤務日数で、両方に該当するときに常用的関係が認められ、被保険者とするのが妥当とされています。

(1) 勤務時間

1日の所定労働時間が一般社員のおおむね $3/4$ 以上であれば、該当します。たとえば、一般社員の所定労働時間が1日8時間とすると、6時間以上が該当します。日によって勤務時間が変わるのは、1週間をならして、所定労働時間のおおよそ $3/4$ 以上の勤務時間があれば該当します。

(2) 勤務日数

1ヶ月の勤務日数が、一般社員の所定労働日数のおおむね $3/4$ 以上であれば該当します。一般従業員の1ヶ月の所定労働日数は、必ずしも実出勤日数を指していないが、その事業所で同じような仕事をしている従業員の所定労働日数を確認して、おおよそ $3/4$ 以上以勤務していれば該当します。



- * 以上は、あくまでも一つの目安であり、これに該当しない場合でも、就労形態や就労の内容などを総合的に判断した結果、常用的雇用関係が認められれば、被保険者とします。

3 保険料

標準報酬月額と標準賞与額に基づいて保険料を納めます

総報酬制導入後の平成15年4月分からは、月々の報酬月額を30等級に区分した標準報酬月額と、標準賞与額（1,000円未満切り捨て。上限150万円）に14.996%（平成20年8月分まで）の保険料率を乗じた額を厚生年金保険料として納めます（事業主と本人の折半負担）。

● 保険料率引上げの凍結解除と保険料率の改定

厚生年金保険料は段階的に引き上げられてきましたが、平成12年年金改正より景気動向への配慮から引き上げが凍結されてきました。

平成16年年金改正の実施に伴い、凍結が解除され、平成16年10月から厚生年金保険料率が段階的に引き上げられ、平成29年9月からは18.3%に固定されます。

■保険料率の引上げ実施予定 (単位: %)

年 月	一 般	坑内員・船員
平成16年 10月～平成17年 8月	13.934	15.208
平成17年 9月～平成18年 8月	14.288	15.456
平成18年 9月～平成19年 8月	14.642	15.704
平成19年 9月～平成20年 8月	14.996	15.952
平成20年 9月～平成21年 8月	15.350	16.200
平成21年 9月～平成22年 8月	15.704	16.448
平成22年 9月～平成23年 8月	16.058	16.696
平成23年 9月～平成24年 8月	16.412	16.944
平成24年 9月～平成25年 8月	16.766	17.192
平成25年 9月～平成26年 8月	17.120	17.440
平成26年 9月～平成27年 8月	17.474	17.688
平成27年 9月～平成28年 8月	17.828	17.936
平成28年 9月～平成29年 8月	18.182	18.184
平成29年 9月～	18.300	18.300

報酬の範囲

私たちの給与をいずれかの等級にあてはめ、一定期間（原則として1年間）固定化するのが標準報酬制です。標準報酬を定めるときの「報酬の範囲」は、労働の対償として受ける各種手当ても含まれます。賞与（年3回以下支払われるもの）は別に標準賞与として扱われます。

標準報酬の決定と改定

厚生年金保険、厚生年金基金、健康保険の標準報酬月額の決定時期・方法には次の4種類があります。

① 資格取得時決定

新たに就職して厚生年金保険等の被保険者となったときは、給与の支払実績がありませんので、その人が今後受け取るであろう給与の額で標準報酬月額を決定します。

② 定時決定（算定基礎届による決定）

標準報酬月額は、年1回決まった時期に見直しが行われます。これを定時決定といいます。

毎年7月1日現在の被保険者全員を対象として、その年の4月、5月、6月の3ヶ月間に受け取った給与の平均額に基づいて新しい標準報酬月額を決め、その年の9月分から翌年の8月分までの1年間適用されます。

③ 隨時改定（月額変更届による改定）

標準報酬月額は、次の定時決定が行われるまでは変更しないことを前提としていますが、昇（降）給などにより、それまでの標準報酬と固定的賃金の変動後引き続く3ヶ月間に受けた報酬の平均に2等級以上の差が生じた場合は、変動があった4ヶ月目以降に標準報酬月額の改定が行われます。これを随時改定といいます。

④ 育児休業等終了時改定

育児休業を終えて3歳未満の子を育てている被保険者が申出をすれば、育児休業等の終了日の翌日の属する月以後3ヶ月の報酬月額の平均が、育児休業等の終了日の翌日の属する月から4ヶ月目から次の定時決定までの標準報酬月額とされます。

①～④とともに、決定月の保険料（掛金）は翌月の給与から徴収されます。

例えば算定基礎届による定時決定は9月分から適用されるので、翌月10月の給与控除分から変更されることとなります。

III 国民年金の概要

1 被保険者（加入する人）

- ◆ 国民年金の被保険者は職業などによって、次の3種類に分けられます。

第1号被保険者	日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の農業、自営業などの人や学生
第2号被保険者	厚生年金保険・共済組合に加入している人
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人

■ 必ず加入しなければならない人

（1）第1号被保険者

日本国内に住所がある農業、自営業、学生などの人、勤めていても厚生年金保険や共済組合に加入できない人で、20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。これらの加入者を第1号被保険者といいます。第1号被保険者に該当したときや該当しなくなったときは、住所地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に届出をする必要があります。

（2）第2号被保険者

厚生年金保険や共済組合に加入している人を、第2号被保険者といいます。会社や役所、学校あるいは法人に勤めている人は、厚生年金保険や共済組合に加入しますが、同時に国民年金にも加入し、第2号被保険者となります。これらの人は、勤務先で行う加入手続きによって国民年金の第2号被保険者としての手続きも行ったことになりますので、本人が手続きする必要はありません。

（3）第3号被保険者

厚生年金保険や共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人は、第3号被保険者になります。

扶養の基準は、健康保険などで被扶養者と認定された人が該当します。なお、本人に相当の収入（年収130万円以上）がある場合は、第3号被保険者に該当せず、第1号被保険者となります。

第3号被保険者は、自ら保険料を負担する必要がありませんが、配偶者の加入する厚生年金保険や共済組合が拠出金として負担することになっています。第3号に該当したときは、速やかに、配偶者である第2号被保険者の勤務先や加入する共済組合を経由して、社会保険事務所に届出をする必要があります。

届出が遅れた場合は、届出のあった月の前々月以前で2年を超えた第3号被保険者期間は、保険料を納めなかった期間（3号未納期間）となっていましたが、平成17年4月1日前に3号未納期間を有する人については、第3号被保険者の未納期間に係る特例届出（3号特例届出）により、届出日以降、保険料納付済期間に算入されます。

なお、年金受給権者については、届出のあった翌月から年金額に反映されます。

また、平成17年4月1日以降に3号未納期間を有する人については、やむを得ない事由があると認められるときは、届出日以降、保険料納付済期間に算入されます。

■ 希望すれば加入できる人（任意加入）

- ① 海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ② 年金を受けるために必要な資格期間（受給資格期間）の足りない人や、過去に未納期間などがあり満額の老齢基礎年金を受けられない人で日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人
- ③ 60歳未満で厚生年金保険または共済組合の老齢（退職）年金を受けられる日本国内に住んでいる人
- ④ 昭和40年4月1日以前に生まれた人で、受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の日本国内に住んでいる人または日本人で海外に住んでいる人（ただし、受給資格期間を満たすまで）
- ⑤ 日本において60月以上の公的年金加入（保険料納付）期間があり、ドイツに住んでいる20歳以上65歳未満のドイツ人
- ⑥ 昭和30年4月2日から昭和40年4月1日までの間に生まれた人で、60月以上の公的年金加入（保険料納付）期間があり、ドイツに住んでいる65歳以上70歳未満のドイツ人

----- どんな人が任意加入するのか -----

任意加入には、65歳未満の方が加入する任意加入と65歳以上の方が加入する特例高齢任意加入の2種類あります。

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの間がすべて納付されれば満額の年金になります。納め忘れや免除期間があると満額年金にはなりません。60歳で強制加入期間が終了した人が65歳以降受取る年金額を増やしたいのであれば、60歳以降任意加入することにより年金額を増額することができます。ただし480月を上限とします。

また、60歳の時点で受給要件を満たしていない場合は、60歳以降任

意加入することで年金の受給資格を満たすことも可能です。

65歳以降の特例高齢任意加入については、60歳以降の任意加入だけでは、受給要件を満たせない人が最大70歳になるまでの間に加入することで受給要件を満たすことができるよう特例措置として設けられたものです。

したがって、加入できる人は、70歳になるまで加入すれば受給要件を満たすことが出来る人で受給要件を満たすまでの最低限の期間だけ加入することが認められます。加入すべき期間を確認するため、特例高齢任意加入の手続きの際には、裁定請求時と同様の確認書類を必要とします。

2 保険料

- ◆ 第1号被保険者の保険料月額は、平成19年4月から平成20年3月まで14,100円です。
- ◆ 保険料を納めることが困難な人には、保険料の納付が免除される制度があります。
- ◆ 保険料納付の免除を受けると、その期間の老齢基礎年金は減額されますが、10年以内であれば追納できます。

〈保険料の額〉

① 定額保険料

国民年金の保険料の額については、保険料水準固定方式がとられ、平成17年4月から毎年度280円ずつ引き上げられ、平成29年度から月額16,900円となります。(いずれも平成16年度価格)

平成17年度以後の保険料は、それぞれの年度ごとに定められた保険料額にその年度の保険料改定率(名目賃金の変動割合をもとに計算)を乗じて得た額が、その年度の保険料額となります。

平成19年度の保険料額 14,140円×0.997(保険料改定率)

年 度	保険料額	年 度	保険料額
平成15年度	13,300円	平成23年度	15,260円
平成16年度	13,300円	平成24年度	15,540円
平成17年度	13,580円	平成25年度	15,820円
平成18年度	13,860円	平成26年度	16,100円
平成19年度	14,140円	平成27年度	16,380円
平成20年度	14,420円	平成28年度	16,660円
平成21年度	14,700円	平成29年度以降	16,900円
平成22年度	14,980円		

② 付加保険料

より高い老齢給付を望む第1号被保険者（保険料の免除者、国民年金基金の加入者を除く）や任意加入被保険者は、希望により付加保険料を納付することができます。保険料の額は、1ヶ月400円となっています。

なお、農業者年金の加入者は必ず納付しなければなりません。

〈保険料の納め方〉

国民年金の保険料は、社会保険庁から送られてくる納付書で金融機関（銀行、郵便局、農漁協、信用金庫、信用組合、労働金庫）、社会保険事務所、コンビニエンスストアなどで納めます。インターネット（パソコン、携帯電話）等を利用して納めることもできます。

また、保険料は、希望すれば、銀行や郵便局などの預貯金口座から自動的に引き落とす口座振替の方法で納付できます。納め忘れがなく、納付の都度の手数もはぶけ便利です。

〈保険料の納期限〉

毎月の保険料は、翌月末日までに納めます。

〈保険料の前納〉

保険料は毎月納めることになっていますが、将来の保険料を前払いすると割引される前納制度があります。

1年分または定められた期間の保険料を前納しますと、その保険料は、年4分の割合（複利現価法）で割り引かれます。また、納め忘れがなく、そのつど納める手数もはぶけることになります。

保険料の前納を口座振替すると割引額が増えます。また、月々の口座振替を早割（当月保険料の当月末引落し）にすると、50円が割引になります。

〈保険料の免除〉

第1号被保険者で、保険料を納めることが困難な人には、前年の所得状況などに応じて保険料の全額または一部納付が免除される制度があります。

平成18年7月からは、これまでの全額・半額免除のほかに4分の1免除および4分の3免除が追加され、所得水準に応じた多段階免除制度となりました。

免除された期間は、年金を受けるための資格期間としては保険料を納付しているときと同じように取り扱われますが、老齢基礎年金などの年金額を計算する場合は保険料を納付しているときより減額されます。

① 法定免除

生活扶助を受けていたり、障害基礎年金を受けているときなどは、届出により保険料の全額が免除されます。

② 申請免除

本人、配偶者、世帯主の所得が低かったり、天災等による損害や失業などにより保険料を納めることができ大変困難なときは、申請を行うことにより、指定する期間（申請した年度の7月から翌年度6月の場合は6月から翌年6月）の保険料の全額または一部免除を受けることができます。

(注) 免除の対象となる所得のめやす

(平成19年度)

世帯構成	全額免除	3／4免除	半額免除	1／4免除
4人世帯 (夫婦 子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

* 「4人世帯」、「2人世帯」は、夫か妻のどちらかのみに所得がある世帯

1／4免除から3／4免除については、保険料を一部納付しなければなりません。納付すべき保険料額は、それぞれ下記のとおりです。

(平成19年度)

免除区分	金額
4分の1免除	10,580円
半額免除	7,050円
4分の3免除	3,530円

〈免除を受けた場合の年金額〉

老齢基礎年金などの年金額を計算する場合、免除の割合により給付を受ける際に年金額が減額されます。年金額に反映する給付割合は、下表のとおりです。

	全額免除	3／4免除	半額免除	1／4免除
給付割合	1／3	1／2	2／3	5／6

* 免除を承認された期間のうち全額免除を除く期間は、残りの半額から1／4の保険料を納めなかったときは、未納期間となり受給資格期間に参入されず、年金額にも反映しません。

〈学生の保険料納付特例〉

第1号被保険者である学生で、本人の前年所得が118万円（＊）以下である人は、申請を行うことにより、指定する期間（申請日が4月の場合は3月から翌年3月、申請日が5月から翌年4月の場合は4月から翌年3月）の保険料について、納付する必要がない「学生納付特例」を受けることができます。

学生納付特例を受けると

- ・学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事故などの場合は、保険料免除期間と同様に扱われ、障害基礎年金または、遺族基礎年金が保障されます。
- ・学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

(注) *所得は、学生納付特例を受けようとする月が1月から3月の場合、前々年の所得を用い、学生に扶養親族等があれば、扶養親族等の数に応じて一定の額が加算されます。

〈若年者納付猶予制度〉

就職が困難であったり失業中で所得の低い若年者は、同居している世帯主の所得にかかわらず、申請を行った日から本人及び配偶者の所得要件で、保険料の全額の納付が猶予されます。

- (注)
- ① 30歳に達する日の属する月の前月までの第1号被保険者期間が対象となります。
 - ② この措置は、平成17年4月から平成27年6月までの10年間時限措置です。
 - ③ 所得基準は、全額免除と同様です。

- ④ 若年者納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格には算入されますが、年金額には反映されません。
- ⑤ 若年者納付猶予期間中の障害や死亡といった不慮の事故などの場合は、保険料免除期間と同様に扱われ、障害基礎年金または遺族基礎年金が保障されます。

〈保険料の追納〉

免除や学生納付特例を受けた期間、若年者納付猶予期間の保険料は、その後保険料を納めることができるようにになったとき、より高額の老齢基礎年金を受けたい場合に、10年以内の期間ならば、遡って納めることができます。ただし、老齢基礎年金を受けているときは、追納はできません。

学生納付特例期間よりも前に保険料免除期間がある場合については、前の免除期間を優先して追納するか、学生納付特例期間を優先して追納するか、本人が選択することができます。

なお、全額・半額免除期間のみ、または学生納付特例期間のみの場合には、先に経過した月の分から順次行います。

また、若年者納付猶予期間については学生納付特例期間と同順位です。

追納する保険料の額は、当時の保険料額に、経過期間に応じて決められた加算率を乗じて得た額を加算した額となります。

全額免除・学生納付特例を受けた者の平成19年度中の追納保険料（月額）

免除などを受けた年度	追納額	免除などを受けた年度	追納額
平成19年度	16,550円	平成14年度	13,940円
平成10年度	16,310円	平成15年度	13,730円
平成11年度	15,680円	平成16年度	13,540円
平成12年度	15,070円	平成17年度	13,580円
平成13年度	14,500円	平成18年度	13,860円

半額免除を受けた者の平成19年度中の追納保険料額（月額）

免除などを受けた年度	追納額	免除などを受けた年度	追納額
平成14年度	6,970円	平成17年度	6,790円
平成15年度	6,860円	平成18年度	6,930円
平成16年度	6,770円		

〈中国残留邦人等の特例〉

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の公布により永住帰国した中国残留邦人等の方は、平成8年4月1日に国民年金の特例措置が施行されたことにより、中国等に住んでいた期間が老齢基礎年金に反映されることになりました。

中国等からの帰国者は、すでに高齢であるために納付期間が短く年金額が低額であったり、受給要件が満たせないために年金が受けられない場合があるため特例措置が講じられたもので、対象者は、永住帰国した中国残留邦人等で明治44年4月2日以後の生まれた人で、永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有することが条件となります。

対象期間については、被保険者期間及び保険料免除期間とみなされますが昭和36年4月1日から初めて永住帰国した日の前日までで20歳以上60歳未満の期間です。みなし免除期間について追納することも出来ます。追納できる期間は、初めて永住帰国した日から6年を経過した日の属する月の末日までです。

基準永住帰国日	追納金額
平成8年4月1日から平成9年3月31日	6,000円
平成9年4月1日から平成10年3月31日	6,500円
平成10年4月1日から平成11年3月31日	7,000円
平成11年4月1日から平成12年3月31日	7,500円
平成12年4月1日から平成13年3月31日	8,000円
平成13年4月1日から平成14年3月31日	8,400円
平成14年4月1日から平成15年3月31日	8,900円
平成15年4月1日から平成16年3月31日	9,300円
平成16年4月1日から平成17年3月31日	9,800円
平成17年4月1日から平成18年3月31日	10,000円
平成18年4月1日から平成19年3月31日	10,200円
平成19年4月1日から平成20年3月31日	10,400円

特例措置対象者は、「中国残留邦人等の特例措置対象者該当申出書」に厚生労働省社会・援護局より発行される「永住帰国した中国残留邦人等であることの証明」を添付し、住所地の市町村に提出します。

3 国民年金の窓口

〈加入手続きなど〉

第1号被保険者や任意加入被保険者の加入手続き、住所変更の届出、保険料の免除申請などは、住所地の市町村役場で行います。なお、保険料は、社会保険庁から送られる納付書で金融機関で納付するか口座振替で納付します。第2号被保険者の加入手続きは、厚生年金保険などの加入手続きに合わせて行われることになっていますから、第2号被保険者としての加入手続きは行う必要はありません。

第3号被保険者の加入手続き、住所変更の届出などは、配偶者である第2号被保険者の勤務先や加入する共済組合を経由して社会保険事務所に行います。

4 海外居住者の国民年金加入手続き

〈加入できる人〉

次の要件に該当し加入を希望する人は、国民年金に任意加入できます。

- 20歳以上65歳未満の海外居住者で、日本国籍のある人または日本で60月以上の公的年金の加入（納付）期間のあるドイツに住むドイツ人
- 65歳以上70歳未満の海外居住者で、年金の受給資格期間の足りない日本国籍のある人または日本の公的年金の加入（納付）期間が60月以上あるドイツに住むドイツ人（ただし受給権のできるまで）

〈加入手続き〉

国民年金の加入手続きは、市町村が窓口となっていますが、外国に住んでいる人は、以下の方法で加入することができます。

① 国内に親族（親・子・兄弟など）が住んでいる場合

親族の方の協力が得られたときは、その方に「協力者」になってもらい市町村役場での加入手続きや、保険料の納付などを行います。

② 国内に親族が住んでいない場合や高齢であることなどにより親族に依頼することが困難な場合

最終住所地を管轄している社会保険事務所で加入手続きを行います。

IV 年金給付

1 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料納付済期間及び保険料免除期間を合わせて25年以上ある人が65歳から受給できます。20歳から60歳までの40年間(年齢により短縮措置あり) 納めると満額の年金が支給されます。加入期間のうち保険料の未納期間があれば、年金額は減額されます。

受給資格要件には、保険料納付済期間と保険料免除期間のほかにカラ期間等も算入されます。保険料納付済期間とは、国民年金の保険料納付済期間と厚生年金・共済組合期間のうち昭和36年4月以降の20歳以上60歳未満の期間をいいます。

特別支給の老齢厚生(退職共済)年金を受けていた人は、65歳になると、定額部分のうちこの期間相当分が老齢基礎年金に替わることになります。

また、国民年金の保険料免除期間については、納付困難である人の保険料納付免除を承認した期間であることから国庫負担分は、年金額として計算されます。

関連条文

国年法26条(支給要件)

国年法27条(年金額)

国年法28条(支給の繰下げ)

国年法43条(支給要件)

国年法44条(年金額)

国年法附則7条(被保険者期間に関する特例)

国年法附則9条(老齢基礎年金等の支給要件の特例)

国年法附則9条の2(老齢基礎年金の支給の繰上げ)

60改正法附則12条

60改正法附則13条

60改正法附則14条

60改正法附則15条

60改正法附則16条

受給要件

国民年金の保険料納付済期間・免除期間・学生納付特例期間・若年者納付猶予期間と厚生年金被保険者期間、共済組合員期間、カラ期間をあわせて25年以上の期間が必要です。

ただし、特例措置により特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の受給権があった場合は、25年の要件を満たしていなくても老齢基礎年金を受給できます。カラ期間とは一

合算対象期間のうち、年金額の計算の対象にはしないが資格期間として計算される期間を、いわゆる「カラ期間」と称しています。

主なものは、

① 被用者年金制度の配偶者の期間

昭和36年4月から61年3月までの任意加入しなかった20歳以上
60歳未満の期間（いわゆるサラリーマンの妻の期間）

② 年金受給権者とその配偶者などの期間

年金受給権者とその配偶者は任意加入対象者であったため、昭和36年4月以降で20歳以上60歳未満の期間（年金受給者とその配偶者の期間）

③ 学生期間

平成3年4月からは強制加入被保険者となりましたが、それ以前の任意加入しなかった期間。

④ 昭和61年3月以前の海外在住期間

昭和61年3月以前は、海外在住の場合は、任意加入することができなかったためカラ期間となる

⑤ 昭和61年4月以降の海外在住期間

任意加入しない場合は合算対象期間とする。

⑥ 脱退手当金を受けた期間

昭和36年4月以降で厚生年金保険の脱退手当金を受けた期間

⑦ 日本国籍を取得した人又は永住許可を受けた人

昭和56年12月以前は、外国人は適用除外であったため、昭和36年4月から56年12月までの期間

基本的には、昭和36年4月以降の20歳以上60歳未満の期間ですが、ここでは、一般的な「カラ期間」をあげていますので合算対象期間の詳細は昭和60年改正法附則第8条を参照してください。

2 特別支給の老齢厚生年金

厚生年金の老齢年金は、昭和60年の年金法の改正で65歳から老齢基礎年金と一緒に支給することになり、60歳から64歳までは特別支給の老齢厚生年金として支給するしくみに変わりました。

平成6年改正及び平成12年改正で特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢を段階的に引き上げることになり、現在は定額部分の引き上げが行なわれています。

支給開始年齢については、生年月日により異なり、定額部分の引き上げ後、報酬比例部分の支給開始年齢を引き上げて、最終的には昭和36年（女性は41年）4月2日以後の生まれの人は、65歳支給になります。

ただし、定額開始年齢が61歳以降になる人でも、次の条件に該当したときは定額部分も支給されます。

- ・ 障害等級に該当し、すでに退職している者が請求したとき（障害者特例）
- ・ 被保険者期間が44年（528月）以上で資格を喪失しているとき（長期加入者特例）

他に坑内員・船員の特例もあります。

また、受給資格要件は、被保険者期間が25年以上ですが、改正前の厚生年金保険法では、20年以上で要件を満たしていたため、これについても昭和60年の改正で段階的に25年に引き上げることになりました。したがって、生年月日により受給資格要件が異なります。

関連条文

厚年法附則8条（老齢厚生年金の特例）

厚年法附則8条の2（特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例）

厚年法附則9条の2（障害者特例、長期加入者特例）

60改正法附則59条

H6改正法附則17条

H6改正法附則18条

H6改正法附則19条

H6改正法附則20条

H12改正法附則20条

61経過措置政令75条

受給要件

厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給要件を満たせば、特別支給の老齢厚生年金を受けられます。また、次のいずれかの資格要件を満たした者も特別支給の老齢厚生年金を受けられます。

- ① 被用者年金制度の加入期間が次の表の期間あること。

生年月日	期間
昭和27年4月1日以前生まれ	20年
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年
昭和31年4月2日以降生まれ	25年

* 厚生年金保険加入期間と共済組合加入期間をあわせて上記の期間があれば資格要件を満たします。

- ② 40歳（女性及び坑内員・船員35歳）以後の厚生年金保険の加入期間が次の表の期間あること。

生年月日	期間
昭和22年4月1日以前生まれ	15年
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	16年
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	17年
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	18年
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	19年

③ 坑内員・船員の期間が15年以上あるとき。

坑内員・船員の期間については、被保険者期間を昭和61年3月以前は4／3倍し、昭和61年4月から平成3年3月までの間は6／5倍する特例が設けられていますが、実際の被保険者期間が15年以上ある場合は、生年月日に応じて60歳以前から老齢厚生年金が受けられます。

・坑内員・船員の特例による支給開始年齢

生年月日	支給開始年齢
昭和21年4月1日以前	55歳
昭和21年4月2日～昭和23年4月1日	56歳
昭和23年4月2日～昭和25年4月1日	57歳
昭和25年4月2日～昭和27年4月1日	58歳
昭和27年4月2日～昭和29年4月1日	59歳
昭和29年4月2日～昭和33年4月1日	60歳

＜漁船に乗り組んだ期間の特例＞

昭和27年4月1日以前に生まれた人で、昭和61年3月31日までに船員保険の被保険者として漁船に乗り組んだ期間が11年3ヶ月以上あれば、老齢基礎年金の資格期間を満たしたものとみなされます。

なお、この場合、次の期間については、「漁船に乗り組んだ期間」から除かれます。

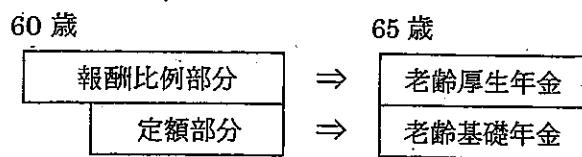
- ・母船式漁業に従事する漁船に乗り組んだ期間（作業員として乗り組んだ期間を除く）または汽船捕鯨に従事する漁船に乗り組んだ期間
- ・漁獵場より漁獲物を運搬する漁船に乗り組んだ期間
- ・漁業に関する試験・調査・指導・練習または取り締まりに従事する漁船に乗り組んだ期間

④ 国民年金（1号、3号）の納付済期間と免除期間、厚生年金加入期間、共済組合加入期間やカラ期間をあわせて25年以上あること。

3 老齢厚生年金（本来支給）

特別支給の老齢厚生年金を受けていた人は、65歳からは老齢厚生年金（本来支給）を受給します。65歳到達時に在職中であった場合は、65歳到達の前月までの被保険者期間をもとに年金額の計算が行われます。

また、1年未満の厚生年金保険の被保険者期間を有する人についても、65歳から老齢厚生年金として受けることができます。



特別支給の老齢厚生年金を受給していた者は、既に老齢基礎年金の受給要件を満たしていますが、65歳で老齢年金の受給権が発生する人は、老齢基礎年金の受給要件を満たしていることが前提です。

関連条文

- 厚年法42条（受給権者）
- 厚年法43条（年金額）
- 厚生法44条の3（支給の繰下げ）
- 厚年法附則14条（老齢厚生年金の支給要件等の特例）
- 60改正法附則57条
- 60改正法附則59条
- H12改正法附則17条
- H12改正法附則20条
- H12改正法附則21条

4 障害年金

障害年金は、被保険者期間中の病気やけがで日常生活に支障をきたしたり、労働の制限を受ける状態になったときに支給され、初診日にどの制度に加入しているかにより種類が違います。国民年金の被保険者期間中のときは障害基礎年金が支給され、厚生年金保険被保険者期間中のときは、障害厚生年金が支給されます。

障害の程度は政令で定められており、国民年金は1・2級の状態であるとき、厚生年金保険は1～3級の状態であるときに年金として支給します。

また、厚生年金保険には3級に該当しない場合でも障害手当金として一時金が支給されます。

共済組合加入中のときは、障害共済年金が支給されます。

障害年金の受給要件は、初診日における加入制度や障害の状態の他に保険料納付要件を満たしていなければ支給されません。

関連条文

国年法30条（支給要件）	厚年法47条（障害厚生年金の受給権者）
国年法30条の2	厚年法47条の2
国年法30条の3	厚年法47条の3
国年法30条の4	厚年法48条（障害厚生年金の併給の調整）
国年法33条（年金額）	厚年法50条（障害厚生年金の額）
国年法33条の2	厚年法50条の2
国年法34条（障害の程度が変わった場合の年金額の改定）	厚年法51条 厚年法52条 厚年法52条の2
国年法35条（失権）	厚年法53条（失権）
国年法36条（支給停止）	厚年法54条（支給停止）
60改正法附則20条	厚年法55条（障害手当金の受給権者）
国年法施行令4条の6	厚年法57条（障害手当金の額） 厚年法施行令3条の8 厚年法施行令3条の9

受給要件

- 障害年金の要件を確認するときは、基準とする日があります。
- * 初診日—障害の原因となった病気やけがで初めて医師の診療を受けた日
 - * 傷病が治った日—一般的な治癒と異なり、症状が固定し治療の効果が期待できない状態をいいます。たとえば、切断などの欠損や変形・後遺症による麻痺で回復の見込みがないときをいいます。
 - * 障害認定日—初診から1年6ヶ月を経過した日または、それ以前で治った日をいいます。

○ 障害基礎年金

初診日が国民年金の被保険者期間中または被保険者であった人で、国内に住所を有し、60歳以上65歳未満の間にあり、障害認定日において障害等級に該当するときは、障害年金が支給されます。また、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、2/3以上の保険料納付済期間と保険料免除期間があることが条件です。

ただし、2/3の要件を満たしていなくても、初診日の属する月の前々月までの直近1年が保険料納付済期間と保険料免除期間であれば、経過措置により受けられます。

また、障害認定日において障害等級に該当しなくても65歳までに症状が悪化したときは、その時点で障害基礎年金を請求することができます。これを事後重症請求といいます。

障害認定日で障害基礎年金の請求をしたときは、障害認定日が受給権発生年月日となり、事後重症請求については、請求日が受給権発生年月日となります。

○ 障害厚生年金

初診日が厚生年金保険の被保険者期間中に初診があり、障害認定日において障害等級に該当するときは、障害厚生年金が支給されます。

障害厚生年金の1・2級に該当したときは、障害基礎年金もあわせて支給されます。3級の場合は、障害厚生年金のみの支給となります。

ただし、65歳以降に初診日があるときは、1・2級に該当しても障害基礎年金は支給されず、障害厚生年金のみとなります。

納付要件については、厚生年金保険の被保険者の場合は、加入期間イコール国民年金の保険料納付済期間であることから通常問題ありません。ただし、加入直後の初診で直近1年の厚生年金保険の被保険者期間がないときは、障害基礎年金と同様の納付要件を満たさなければ支給されません。

障害厚生年金も65歳までに障害が悪化したときは、事後重症請求ができ

ます。

○ 障害手当金

厚生年金保険の被保険者期間中の初診で5年以内に治癒し、3級よりやや軽い程度の障害に該当したときは、障害手当金が支給されます。

ただし、厚生年金保険・国民年金の年金給付の受給権者や当該傷病について他の法律により支給される障害補償給付等が受けられるときは、障害手当金は、受けられません。

5 遺族年金

遺族年金は、被保険者や受給権者が死亡した場合、その人に生計維持されていた一定の遺族が受けられるものです。遺族年金には、遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族共済年金があり、加入していた制度や受給していた年金の種類により、受けられる遺族年金の種類が異なります。

老齢基礎年金の受給権者や受給資格を満たしている国民年金の被保険者や被保険者であった人が死亡した当時、その人に生計維持されていた子のある妻または子に支給されるのが遺族基礎年金です。

厚生年金保険の場合は、被保険者の死亡のほかに被保険者期間中の初診のある傷病で5年以内の死亡の場合や、障害厚生年金1・2級の受給権者、老齢厚生年金の受給権者と受給資格を満たしている人が死亡したとき、生計維持されていた遺族に遺族厚生年金が支給されます。

遺族の範囲は、配偶者・子（死亡のときに胎児だった子も含む）・父母・孫・祖父母ですが、夫・子・父母・孫・祖父母は、一定の年齢要件があります。

共済遺族年金についても、ほぼ同様な要件が必要になります。

また、平成19年4月以降の受給権発生で、夫の死亡した当時30歳未満である妻が受給する遺族厚生年金は条件により、5年で失権します。

遺族年金は、老齢給付を既に受けているか受給資格を満たしている人を除き、納付要件を満たしていないければ遺族年金は支給されません。

関連条文

国年法37条（支給要件）	厚年法58条（受給権者）
国年法37条の2（遺族の範囲）	厚年法59条（遺族）
国年法38条（年金額）	厚年法59条の2（死亡の推定）
国年法39条	厚年法60条（年金額）
国年法39条の2	厚年法61条
国年法40条（失権）	厚年法62条
国年法41条（支給停止）	厚年法63条（失権）
国年法41条の2	厚年法64条（支給停止）
国年法42条	厚年法64条の2
60改正法附則20条2項	厚年法65条
60改正法附則73条	厚年法65条の2
	厚年法66条
	厚年法67条
	厚年法68条
	厚年法69条（支給の調整）

受給要件

○ 遺族基礎年金

遺族基礎年金を受けられる遺族の範囲は、国民年金の被保険者等が死亡した当時、死亡した人に生計維持されていた子のある妻または子です。子については、18歳到達年度の末日までの間にあるか20歳未満で1・2級の障害の程度にある子が対象です。

また、死亡日前に国民年金の保険料を納付しなければならない期間があるときは、死亡した月の前々月までに保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせて被保険者期間の2/3以上あるか、死亡月の前々月までの1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間であることが要件です。

被保険者期間については、国民年金・厚生年金保険・共済組合の全ての期間を対象とします。

○ 遺族厚生年金

遺族厚生年金を受けられる遺族の範囲は、厚生年金保険の被保険者等が死亡した当時、死亡した人に生計維持されていた配偶者・子・父母・孫・祖父母です。

遺族厚生年金の場合、遺族基礎年金よりも遺族の範囲が広くなります。妻が受ける場合は年齢要件がありませんが、夫・父母・祖父母が受けるときは、受給権発生当時に55歳以上であること、子や孫が受けるときは、遺族基礎年金と同様の年齢要件があります。

納付要件については、厚生年金保険の被保険者が死亡したときは、加入期間イコール国民年金の保険料納付済期間であることから、通常は問題ありません。

ただし、厚生年金保険の被保険者が死亡したとき、厚生年金の被保険者期間中に初診を受けた傷病により初診から5年以内に死亡したときで直近1年の厚生年金被保険者期間がないときは、遺族基礎年金と同様の納付要件を満たさなければ支給されません。

また、遺族厚生年金の受給資格を満たした子のある妻と子については、遺族基礎年金も支給されます。子については、死亡した被保険者等の子であって、妻の子である必要はありません。

受給要件

短期要件

- ① 厚生年金保険の被保険者または共済組合等の組合員等が死亡したとき
- ② 厚生年金保険の被保険者または共済組合等の組合員であった人が被保険者（組合員等）の資格を喪失した後に、被保険者期間中に初診日がある傷病により、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき。
- ③ 障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金（障害共済年金）または改正前の制度による障害年金の受給権者が死亡し

たとき。

長期要件

老齢厚生年金（退職共済年金）もしくは改正前の厚生年金保険法による老齢年金（各共済組合法による退職年金）または通算老齢年金の受給権者または厚生年金保険の被保険者期間が25年以上ある人が死亡したとき。

6 寡婦年金

寡婦年金は、国民年金第1号被保険者としての保険料納付済期間または保険料免除期間が25年以上ある夫が死亡した場合に、10年以上婚姻関係のあった妻に60歳から65歳まで支給されます。

関連条文

国年法49条（支給要件）

国年法50条（年金額）

国年法51条（失権）

国年法52条（支給停止）

国年法附則9条の2

60改正法附則29条

受給要件

死亡した人が国民年金の第1号被保険者として保険料納付済期間と保険料免除期間が25年（300月）以上あり、生計維持されていた妻（内縁関係を含む）との婚姻関係が10年以上継続していたときに支給されます。

生計維持の要件は、遺族年金と同様です。

ただし、死亡した夫が障害基礎年金や老齢基礎年金の支給を受けていたときは、寡婦年金は支給されません。

また、夫が死亡した当時に、妻が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けているときも寡婦年金は支給されません。

7 死亡一時金

死亡一時金は、国民年金の第1号被保険者にかかる保険料納付済期間を有する人が死亡したとき、遺族に支給するものです。

関連条文

- 国年法52条の2（支給要件）
- 国年法52条の3（遺族の範囲及び順位等）
- 国年法52条の4（金額）
- 国年法52条の5
- 国年法52条の6（支給の調整）

受給要件

国民年金の第1号被保険者期間としての保険料納付済期間の月数と、保険料免除期間の月数は納付割合に応じた月数計算により保険料納付済期間等の月数を合計した月数が36月以上あり、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受けたことがない人が死亡したときに支給されます。

遺族の範囲は、配偶者・子・父母・孫・祖父母または兄弟姉妹で、死亡当時に生計を同じくしていた人です。遺族年金と異なり、生計維持されていなくても生計を同じくしていればよいことになっています。

ただし、その人の死亡により遺族基礎年金を受けられる遺族がいるときは、死亡一時金は受けられません。

なお、寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合は、支給を受ける人が選択できます。

8 脱退手当金

旧法の厚生年金保険法では、60歳に到達したときまたは60歳に到達したあと被保険者資格を喪失した人が老齢厚生年金の受給要件を満たさない場合は、脱退手当金を請求できることになっていました。

ただし、その受給にあたっては、一定の資格要件や受給資格年齢が定められています。

関連条文

旧厚年法 48条

厚年法（昭36）附則 9条

旧厚年法 49条

厚年法（昭40）附則17条

旧厚年法 50条

厚年法（昭60）附則75条

旧厚年法 51条

旧厚年法 69条

厚年法（60年改正前）69条

厚年法（60年改正前）70条

厚年法（60年改正前）71条

厚年法（60年改正前）72条

厚年法（60年改正前）附則22条

受給要件

（1）受給要件について

脱退手当金の受給要件については、旧厚年法69条で定められているが、60年改正時に昭和16年4月1日以前生まれの人に限り引き続き効力を有する（厚年法附則75条）ものとされ、次のすべての要件を満たしたときに受給できます。

- ① 被保険者期間が5年以上で老齢年金を受けるのに必要な被保険者期間を満たしていない。
- ② 被保険者の資格を喪失していること。
- ③ 60歳以上であること。
- ④ 通算老齢年金、障害年金を受ける資格がないこと。
- ⑤ 既に脱退手当金の額以上の障害年金または障害手当金を受けていないこと。

ただし、厚生年金保険法の改正による経過措置として、前記①～⑤までの要件を満たしていないても次の条件のいずれかを満たしている場合は、年齢要件に関係なく脱退手当金が支給されます。

- ① 明治44年4月1日以前に生れた人で、男子は被保険者期間が5年以上で55歳以上、女子は被保険者期間が2年以上あって、いずれも被保険者の資格を喪失していること。
- ② 昭和29年5月1日前に被保険者期間が5年以上の女子が昭和29年5月1日前に資格を喪失し、かつ同年4月30日において50歳未満で、その後被保険者となることなく55歳に達したとき。
- ③ 被保険者期間が2年以上ある女子が昭和53年5月31日までに資格を喪失したとき。

(2) 時効について

請求権に係る時効の起算日は、請求日の翌日となります。

<概要>

「通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律」（昭和36年法律第182号）による改正前の厚生年金保険法第48条等の規定により支給される脱退手当金は、被保険者期間、年齢等の客観的受給要件を満たしたときに、脱退手当金の受給権が発生するものと解されていました。—A

しかし、同法の施行（昭和36年11月）以後の厚生年金保険法第69条の規定による脱退手当金については、本人が脱退手当金の請求をした時点で発生するものとして取り扱うこととなりました。

ところが、Aまでの期間のうち、昭和23年8月1日から昭和29年4月30日までの間は、厚生年金保険法に給付に関する消滅時効の規定が設けられていなかつたことにより、当該期間中に消滅時効が完成することになっていた脱退手当金については、いつでも請求することができました。

一方でAまでの期間のうち、昭和29年5月1日から昭和36年11月1日までの間に客観的受給要件を満たしたもの等の一部について支給されないことがあるため、当該受給権の発生時点の相違により取り扱いに著しい差異が生じる結果となり、平成7年の審査会裁決以降は、平成8年10月29日庁文発第3291号により、脱退手当金の時効の取り扱いに関しては、今後すべて脱退手当金の裁定を請求した時点で発生するものとして取り扱うこととされました。

9 外国人の脱退一時金

最終納付月 対象月数	平成17年3 月前	平成17年4 月～平成18 年3月	平成18年4 月～平成19 年3月	平成19年4 月～平成20 年3月
6月以上12月末満	39,900円	40,740円	41,580円	42,300円
12月以上18月末満	79,800円	81,480円	83,160円	84,600円
18月以上24月末満	119,700円	122,220円	124,740円	126,900円
24月以上30月末満	159,600円	162,960円	166,320円	169,200円
30月以上36月末満	199,500円	203,700円	207,900円	211,500円
36月以上	239,400円	244,440円	249,480円	253,800円

短期在留外国人については、国民年金・厚生年金保険に加入しても年金に結びつくことがない状況を考慮して平成6年の年金法の改正時に脱退一時金を支給する制度ができました。

国民年金・厚生年金保険に6ヶ月以上加入していた外国人が、年金を受けることなく帰国するときなどに支給を受けられます。

関連条文

国年法附則9条の3の2（日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給）

厚年法附則29条（日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給）

12改正法附則22条

受給要件

- ・ 国民年金第1号被保険者の場合は、保険料納付済期間月数、保険料4分の1免除期間の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の4分の1に相当する月数の合計が6ヶ月以上であること。
- ・ 障害基礎・遺族基礎などの年金を受けたことがないこと。
- ・ 厚生年金保険の被保険者の場合は6ヶ月以上被保険者期間があること。
- ・ 障害厚生年金・障害手当金・遺族厚生年金などの年金を受けたことがないこと。

以上の条件を満たした人で日本国内に住所を有さず、日本を出国してから2年以内の請求であること。ただし、出国後に資格喪失した場合は、資格喪失後2年以内に請求すれば、加入期間に応じて脱退一時金が受けられます。

10 旧法による年金給付

昭和61年4月1日から新国民年金法の施行により、基礎年金制度が導入されましたが、昭和61年3月31日以前に受給権を有している人と大正15年4月1日以前に生まれた人については、引き続き旧国民年金法・旧厚生年金保険法・旧船員保険法および旧各共済組合法の適用を受けることになります。

○ 現在も受給権者がいる旧法年金の主な種類と年金コード

国民年金—老齢年金（0120・0220・0320・0420）

通算老齢年金（0520）

障害年金（0620）

寡婦年金（0920）

厚生年金—老齢年金（0130）

通算老齢年金（0230）

特例老齢年金（0830）

障害年金（0330）

遺族年金（0430）

通算遺族年金（0930）

船員保険—老齢年金（0140）

通算老齢年金（0240）

障害年金（0340）

遺族年金（0440）

通算遺族年金（0940）

旧法の年金は、制度ごとにそれぞれの年金を支給するため、一つの制度で期間が足りないときは、通算年金通則法に基づき期間を合算して資格要件を満たせば年金が支給されます。

受けている年金がすべて旧法の年金であるときは、併給調整も旧法の規定が適用されます。

ただし、旧法受給者が昭和61年4月以降に死亡したことによる遺族年金は新法の適用を受けます。

受給要件

1 老齢・退職年金

(1) 国民年金

国民年金は、原則として保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して25年以上ある人が65歳に達したときに支給されます。

ただし、制度発足時に高齢であった人には受給資格期間の短縮措置が設けられています。

生年月日	期間	生年月日	期間
大正 5年4月1日以前	10年	大正 13年4月1日以前	18年
大正 6年4月1日以前	11年	大正 14年4月1日以前	19年
大正 7年4月1日以前	12年	大正 15年4月1日以前	20年
大正 8年4月1日以前	13年	昭和 2年4月1日以前	21年
大正 9年4月1日以前	14年	昭和 3年4月1日以前	22年
大正 10年4月1日以前	15年	昭和 4年4月1日以前	23年
大正 11年4月1日以前	16年	昭和 5年4月1日以前	24年
大正 12年4月1日以前	17年		

昭和14年4月1日前に生まれた人及び昭和6年4月1日前に生まれた人の沖縄特例のうち、昭和45年4月1日に被保険者であって、かつ昭和36年4月1日から昭和45年3月31日まで引き続き沖縄に住所を有していた人は、みなし免除期間も年金額の計算基礎となります。

60歳から65歳未満の間で希望するときから繰り上げてまたは、70歳までの間で繰り下げて請求ができます。受給権者が請求した年齢に応じて、65歳から支給されるべき額の一定割合が減額または、増額されます。

*十年年金・五年年金

明治44年4月1日前生まれの人は、国民年金の被保険者から除外され、70歳から老齢福祉年金を支給することとされたが、このうち明治39年4月2日から明治44年4月1日前までに生まれた人は、任意加入により10年間または5年間保険料を納付すれば老齢年金が受けられました。この特例による老齢年金を十年年金・五年年金と称しています。

(2) 厚生年金

厚生年金保険は、原則として被保険者期間が20年以上ある人に60歳から支給されます。

ただし、特例として次の短縮措置が設けられています。

- ・ 40歳（女性は35歳）以後の被保険者期間が15年以上あること。
- ・ 第3種被保険者（坑内員）は、35歳以後の被保険者期間が15年以上あること。ただし、被保険者期間を4／3倍することから実期間は11年3ヶ月以上となります。

退職していれば、女性と坑内員は55歳から支給されます。また、60歳未満であっても老齢年金の受給資格期間を満たしている人が障害年金を受けられる程度の障害の状態になったときは、請求（請求時退職していることが条件）により老齢年金が受けることができました。（若齢老齢年金）

60歳から65歳未満の在職者は、標準報酬額に応じて20%から80%の支給停止が、65歳以上の人には20%の支給停止が行われます。

(3) 船員保険

船員保険は、原則として被保険者期間が15年以上ある人に55歳から支給されます。

ただし、特例として次の短縮措置が設けられています。

- ・ 35歳以後の被保険者期間が11年3ヶ月以上あること。
- ・ 小型漁船に乗り組んだ被保険者期間が11年3ヶ月以上あること。

在職者については、60歳からの支給となり、厚生年金と同様の在職停止がかかります。

(4) 各種共済組合

共済組合が支給する退職年金は、原則として20年以上の組合員期間があり、退職している人に60歳から支給されます。

ただし、共済組合ごとに特例による組合員期間の短縮措置が設けられています。

また、55歳から59歳までの間に受給を希望すれば、一定の割合で減額された減額退職年金が支給されます。

2 通算老齢・通算退職年金

公的年金制度の加入期間が1年以上あり、その制度の老齢年金の受給資格要件を満たしていないときに、各公的年金制度の加入期間を合計（通算）して一定期間以上あれば、それぞれの制度から加入期間に応じた通算老齢

(退職) 年金を支給します。

通算する期間の範囲、期間の計算方法等各制度に共通する事項は、通算年金通則法に定めています。

通算対象期間の計算時、1年未満の期間は算入せず、船員保険の加入期間は4／3倍した期間で計算します。

通算対象期間を合算した期間が25年以上ある人は60歳（国民年金は65歳）から支給します。

ただし、次の年齢の人は、短縮措置が設けられています。

生年月日	他制度と合算		厚生年金 単独期間	船員保険 単独期間
	国年含む	国年なし		
大正5年4月1日以前	10年	10年	10年	7年6ヶ月
大正5年4月2日～大正6年4月1日	11年	11年	11年	8年3ヶ月
大正6年4月2日～大正7年4月1日	12年	12年	12年	9年
大正7年4月2日～大正8年4月1日	13年	13年	13年	9年9ヶ月
大正8年4月2日～大正9年4月1日	14年	14年	14年	10年6ヶ月
大正9年4月2日～大正10年4月1日	15年	15年		
大正10年4月2日～大正11年4月1日	16年	16年		
大正11年4月2日～大正12年4月1日	17年	17年		
大正12年4月2日～大正13年4月1日	18年	18年		
大正13年4月2日～大正14年4月1日	19年	19年		
大正14年4月2日～大正15年4月1日	20年			
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年			
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年			
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年			
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年			

なお、厚生年金保険と船員保険の被保険者期間を合算して20年以上ある人については、「厚生年金保険及び船員保険交渉法」により、原則として最後に加入していた制度から、合算した期間による老齢年金が支給されるため、通算老齢年金は支給されません。

* 「厚生年金保険及び船員保険交渉法」による給付

次の場合は、船員保険の被保険者期間を厚生年金保険の被保険者とみなし、厚生年金保険法の規定により老齢年金を支給します。

- 受給権発生の直近の制度が厚生年金保険のとき

次の場合は、厚生年金保険の被保険者期間を船員保険の被保険者とみなし、

船員保険法の規定により老齢年金を支給します。

- ・ 受給権発生の直近の制度が船員保険のとき
- ・ 船員保険任意継続被保険者期間があるとき
- ・ 船員保険法による戦時加算があるとき
- ・ 小型漁船（D船）の被保険者期間が11年3ヶ月以上15年未満で、厚生年金保険の被保険者期間と合わせて老齢年金の要件を満たさないとき
(厚生年金期間は、厚生年金保険法の通算老齢年金)

3 障害年金

(1) 国民年金

初診日に国民年金の被保険者で所定の納付要件を満たし、障害の程度に該当する人に支給します。

年金額は、新制度発足時に障害基礎年金と同額とされ、子の加算も同様としました。

(2) 厚生年金保険

発病日に厚生年金保険の被保険者である人で所定の要件を満たしていたときに支給します。

年金額は、老齢年金の基本年金額の計算式で計算された額に1級該当の場合は、基本年金額の1.25倍、2級が1倍、3級が0.75倍を乗じた額です。1・2級の場合で加給対象者がいるときは、加給年金額が加算され、3級の年金額が基礎年金の額に満たないときは、基礎年金の額が最低保障されます。

(3) 船員保険

発病日に船員保険の被保険者である人で所定の要件を満たしていたときに支給されます。

傷病が職務上の事由か職務外の事由かにより受給要件が異なります。

年金額は、職務外の場合は、厚生年金と同じです。職務上の場合は、最終標準報酬月額に障害等級（1級から7級）の程度に応じた月数を乗じた額（職務上相当額）と職務外相当分を合算した額です。1級から5級の場合で加給対象者がいるときは、加給年金額が加算されます。

4 遺族給付

(1) 国民年金

① 母子年金

夫が死亡した当時に妻が国民年金の納付要件を満たしていて、18歳未満の子と生計を同じくしていたときに支給されます。

② 準母子年金

夫、男子たる子、父または祖父が死亡した当時に祖母または姉が国民年金の納付要件を満たしていて、18歳未満の孫または弟妹と生計を同じくしていたときに支給されます。

③ 遺児年金

生計維持者たる父又は母が死亡し、18歳未満の子が孤児となつた場合で父または母が国民年金の納付要件を満たしていたときに支給されます。

④ 寡婦年金

老齢年金の受給要件を満たした夫が年金を受けずに死亡し、65歳未満の妻が死亡当時生計を維持されていたときに支給されます。

(2) 厚生年金保険

① 遺族年金

新厚生年金保険法による遺族厚生年金の支給要件とほぼ同様ですが、被保険者期間が6ヶ月以上（他の公的年金の加入期間も含む。）なければ在職中死亡又は初診から5年以内の死亡であっても支給されません。

年金額は、老齢年金の計算式で算出した額の1/2とし、基礎年金額に満たないときは基礎年金額が最低保障額となります。

また、被保険者期間が240月未満の場合は、240月みなしで計算されています。

受給権発生時に18歳未満の子がいるときは、加給年金額が加算され、あわせて妻が受給者で、18歳未満の子がいるときや60歳以上であるときには、寡婦加算が加算されます。

② 通算遺族年金

通算老齢年金の要件を満たした人が死亡したときに支給されます。

年金額は、通算老齢年金の計算式で算出した額の1/2とし、実際の加入期間に基づき計算され、最低保障はありません。

(3) 船員保険

① 遺族年金

職務上による死亡と職務上事由の障害年金の受給権者の死亡以外は、厚生年金保険の遺族年金の受給要件と同じです。

年金額は、職務上の死亡の場合は、障害年金と同じように計算した額とし、職務外については、厚生年金保険の遺族年金と同じです。

② 通算遺族年金

船員保険の通算老齢年金の受給要件を満たしている人が死亡したときに支給されます。

年金額は、船員保険の通算老齢年金の額の $1/2$ に相当する額となります。

11 旧令共済組合の組合員期間

旧共済組合の支給する退職給付の規定の適用を受ける組合員であった期間のうち、労働者（厚生）年金保険法が施行された昭和17年6月から昭和20年8月までの期間は厚生年金保険の被保険者期間とみなされ、合算されます。

具体的には、戦時中の軍需工場等に勤務していた期間です。最高39ヶ月分の期間が、基本年金額の定額部分の計算の基礎となります。

名称、解散年月日等

旧令共済組合の種類	解散年月日	解散時の組合員数
陸軍共済組合	昭和20年 8月15日	約 506,000人
海軍共済組合	昭和20年11月30日	約 883,000人
朝鮮総督府通信官署共済組合	昭和20年 8月15日	約 6,000人
朝鮮総督府交通局共済組合	昭和20年 8月15日	約 12,000人
台湾総督府専売局共済組合	昭和20年 9月30日	約 3,000人
台湾総督府営林共済組合	昭和20年 8月31日	約 3,000人
台湾総督府交通局通信共済組合	昭和20年10月31日	約 8,000人
台湾総督府交通局鉄道共済組合	昭和20年 9月30日	約 17,000人

関連条文

附則第28条の2

60年改正前附則第28条の2

期間の確認事務

旧令共済組合期間の確認については、履歴申立書（3部複写）を社会保険事務所に提出します。

社会保険事務所から社会保険業務センターに進達された履歴申立書は、記載内容により区分し、陸・海軍共済組合は厚生労働省社会・援護局へ、その他は外務省アジア大洋州局に履歴証明を依頼します。

履歴証明がされたものは、国家公務員共済組合連合会特定事業部旧令年金課へ照会し、旧令共済組合員期間の確認・証明を受けたのち、厚生年金保険の受給権者原簿に旧令加算を行います。

この取り扱いは、社会保険業務センターが一括して事務処理を行うこととされています。

旧令共済組合員期間が判明しても加算に該当しない場合

- 厚生年金保険の被保険者期間が1年未満の場合
- 国民年金の被保険者期間のみの場合
- 定額部分のみが計算の基礎となるため
 - ・すでに定額部分が上限で計算されている場合
 - ・240月みなしで計算されており、最大39月を加えても年金額が変わらない場合
- 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の退職年金・退職共済年金の受給者でもあって、すでに共済の年金で計算の基礎となっている期間

その他の留意事項

- 陸・海軍共済組合の該当する一般的な事業所名
 - ・〇〇造兵廠
 - ・〇〇工廠
 - 「廠（しょう）」
- 対象外事業所等
 - ・南滿州鐵道株式会社
 - ・華北交通株式会社
 - ・滿州電電
 - ・旧滿州開拓青年義勇隊訓練機關
 - ・滿州拓殖公社
- その他の対象外期間
 - ・学徒動員の期間
 - ・軍人の期間
- 女性の厚生年金保険の適用は、昭和19年10月以降のため、加算月数は最高11月となります。
- 加入期間について関係機関から証明を受けるまで、半年から1年程度かかります。

12 統合共済

旧公共企業体等の共済組合（日本たばこ産業・日本鉄道共済組合および日本電信電話共済組合。以下「三共済」という。）の長期給付事業が平成9年4月1日をもって厚生年金保険に統合されました。

また、旧農林漁業団体職員共済組合（以下「旧農林共済」という。）の年金給付等の業務も平成14年4月1日に厚生年金保険に統合されました。

厚生年金保険に統合された共済組合の組合員は、統合日以降は、厚生年金保険の被保険者として適用されています。

三共済

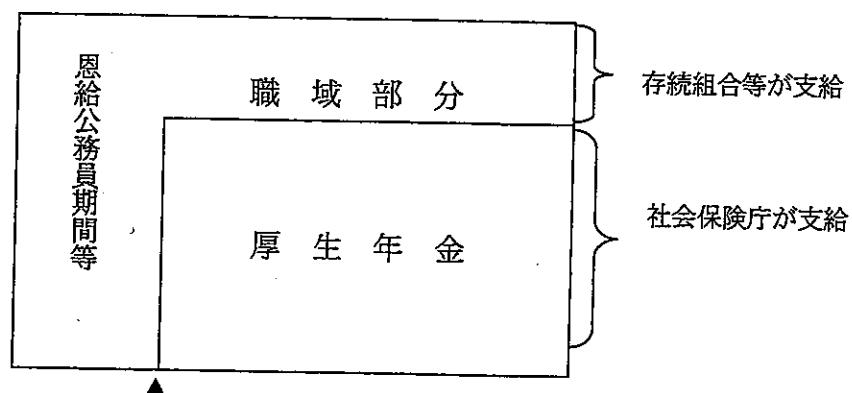
1 被保険者資格

基本的には、平成9年3月31日に三共済の組合員であって引き続き使用されている人は、平成9年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得します。

統合前の三共済の組合員期間は、恩給公務員期間等を除き厚生年金保険の被保険者であったとみなされます。具体的には、昭和31年7月以降の組合員期間です。恩給公務員期間等とは、恩給期間と旧長期組合員になります。

恩給期間—恩給法や関係法令の適用を受けていた期間で一般的に昭和31年7月1日（国家公務員の場合は、昭和34年10月1日）以前に「任官」されていた期間をいいます。

旧長期組合員—職員（雇員相当）として勤務した期間のうち、昭和31年7月1日（昭和34年10月1日）以前に共済組合の組合員として長期掛金を掛けていた期間をいいます。



昭和31年7月

(→340頁)

2 年金給付

三共済の組合員期間を有する人で、平成9年4月1日以後に新たに年金の受給権が発生する場合は、原則として厚生年金保険法が適用されます。給付の対象となる期間は昭和31年7月以降の組合員期間です。恩給・旧長期組合員期間にかかる年金の支払いは存続組合が支給します。

ただし、平成9年4月1日以前に受給権が発生している人については、国共法に基づいて年金給付が行われています。また、統合日前に次の①か②の要件を満たしている人は、退職日によつては、「特例による退職共済年金の支給対象者」に該当し、受給権発生が平成9年4月以降でも、国共法が適用されます。

- ①・勧奨等による退職であること（退職日の要件あり）
 - ・組合員期間が20年以上あること
 - ・組合員期間等が25年以上あること（他制度期間を含めて）
- ②・昭和15年7月1日以前の生まれであること
 - ・組合員期間が20年以上あること
 - ・組合員期間等が25年以上あること（他制度期間を含めて）

退職共済年金の対象者の判断は、「三共済組合員期間を有する人に支給される年金」（フローチャート）で行います。勧奨退職などの要件に該当するかは、社会保険業務センターの三共済待機者情報で確認する必要があります。対象者は、社会保険事務所で「退職共済年金裁定改定請求書」（様式第112号）により裁定請求します。

（1）老齢給付の経過措置

平成9年4月1日以前に退職共済年金の受給権がある人は、その年金給付の計算の基礎となった組合員期間は、老齢厚生年金額の計算の対象になりません。

また、退職年金等の受給権者に厚生年金保険の被保険者期間があるときは、厚生年金保険の被保険者期間にかかる老齢厚生年金が支給されます。

（2）支給停止

- ・厚生年金の被保険者資格取得（停止コード 51-40）

平成16年4月の総報酬制導入により在職老齢年金の仕組みが変更になり、退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である間の在職による支給停止の仕組みも変更されました。

三共済の退職共済年金の受給権者は、引き続き国共法の適用を受けるため、厚生年金法の60歳台後半の在職老齢年金の仕組みで支給停止の計算が行なわれます。

$$\text{支給停止額} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 48\text{万円}) \times 1/2 \times 12$$

基本月額は、退職共済年金の額から職域加算額と加給年金額を差し引いて1/12した額です。

退職年金・減額退職年金・通算退職年金については、年金額の0.9（65歳以上は、0.45）を乗じて得た額（支給停止対象年金額）の1/12を基

本月額とします。

・雇用保険との調整（停止コード 51-31）

厚生年金保険と同様の調整が行われます。

(3) 年金額の改定

在職停止率変更による年金額の改定を含め、額改定は該当月の翌月から変更します。

ただし、厚生年金保険の被保険者資格取得による支給停止の解除は、喪失日の前日（退職日）で解除します。

(4) 年金の支払い

退職共済年金・遺族共済年金については、存続組合での支払いとなる恩給・旧長期組合員期間と職域加算部分にかかる特例年金の分を含め社会保険庁から支払います。

(5) 諸変更の届出

基本的に資格記録を含め、すべての業務が移管されていますので社会保険事務所に必要に応じて届出します。

(6) 従前保障額（みなし従前額）

昭和61年改正前（旧法）と新法での計算方法で年金額を算出し、改定前の額を年金額として保障している額のことです。

旧農林共済

1 被保険者資格

平成14年3月31日に旧農林共済の組合員であり、かつ引き続き農林漁業団体に就労する人は、平成14年4月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得します。統合日前の組合員期間は、厚生年金保険の被保険者であったとみなされます。

2 年金給付

平成14年4月1日以後に新たに年金の受給権が発生する場合は、原則として厚生年金保険法が適用されます。

ただし、統合日前に次のすべての要件を満たしている人は、「特例による退職共済年金の支給対象者」に該当し、受給権発生が平成14年4月以降でも、平成13年統合法により廃止等された規定が適用されます。

- ・平成7年7月1日前に勧奨退職していること
- ・組合員期間が20年以上あること
- ・組合員期間等が2.5年以上あること（他制度期間を含めて）

また、平成14年3月31日に退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金および通算遺族年金の受給権がある人には、特例年金が存続組合から支給されます。

(1) 老齢給付の経過措置

平成14年3月31日に退職共済年金の受給権がある人は、その年金給付の計算の基礎となった組合員期間は、老齢厚生年金額の計算の対象にしません。ただし、特例による退職共済年金の支給繰上げ対象者のうち、平成14年4月1日から60日以内に申し出た人については、老齢厚生年金額の計算の基礎とします。農林待機者情報で確認できます。

(2) 支給の調整及び支給停止

三共済同様に在職老齢年金の支給停止が行なわれ、雇用保険との調整も厚生年金と同じです。

(3) 年金の支払い

年金の支払業務は、社会保険庁で行ないますが、旧農林共済年金関係事務の委託期間(平成23年3月末)は、存続組合で支払事務を行なっています。

(4) 諸変更の届出

旧農林共済年金受給者に係る諸変更の届出は、平成23年3月までは存続組合に届出します。

3 被保険者記録の移管

平成15年4月に統合日以降の被保険者記録は移管処理が行なわれていますが、統合日以前の被保険者記録及び農林共済年金の給付記録は平成23年4月に行なわれるため、存続組合に関係事務の委託をしています。

それまでの間、年金の請求時には、存続組合発行の農林共済組合員期間証明書が必要になります。60歳到達し、厚生年金保険の年金を請求する人には、存続組合から送付されますが、未着のときや障害・遺族給付の請求をするときは、存続組合に請求します。

また他制度の年金請求するために、移管された旧農林共済組合の加入期間の証明が必要なときは、社会保険業務センターを経由して存続組合で証明書を発行します。

その他留意事項

- 三共済の退職共済年金と老齢厚生年金の年金を受給している人が、雇用保険の基本手当を受けているときは、「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」(様式第583号)はそれぞれの制度ごとに届出が必要です。
- 三共済の年金に配偶者の加給年金が加算されているとき、配偶者が老齢満了の老齢厚生年金等を受けられるようになったら「加給年金額支給停止事由該当届」の届出が必要です。(双方が老齢厚生年金の受給者であれば、連動処理されますが、一方が共済年金のときは届出で処理をします。)
- 農林共済年金受給者の源泉徴収票の再交付は、存続組合で行ないます。
- 65歳で裁定した退職共済年金の年金額のお知らせは、年金証書で通知しま

す。

- 特別支給の退職共済年金（三共済・旧農林共済の年金）の受給権者で他制度の被保険者期間がない人（加入期間が共済期間単独のとき）は、65歳時に老齢基礎年金の請求手続きが必要です。なお、平成14年4月以降引き続いた農林継続期間のみの人は、単一者となるため請求先は共済組合となります。
- 平成19年4月以降に65歳になる人は、退職共済年金についても繰下げの申出することができます。

- 遺族共済年金については、受給権者が死亡等で権利を失った場合には、次順位の遺族に転給されます。
 - 受給権者の死亡後の未支給金について、支給すべき遺族がいない場合には、死亡した者の相続人に支給されます。

※ 「遺族」とは、組合員または組合員であった人の死亡当時、その人に生計維持されていた配偶者および子、父母、孫、祖父母です。

13 その他の共済組合

共済組合等には、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合（都道府県や市町村に勤務する地方公務員・公立学校の教職員・警察官・都道府県や市町村の関係団体の職員などが加入）、私立学校教職員共済（学校法人・準学校法人となっている私立の幼稚園から大学までの教職員が加入）があります。三つの共済組合は、それぞれの法律をもって、退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金などの給付を行っています。

組合員期間

組合員期間については、国民年金・厚生年金保険にあわせて、公務員等に採用された日の属する月から退職または死亡した日の翌日の属する月の前月までを月単位で計算します。ただし、昭和61年3月31日までは、公務員等に採用された日の属する月から退職または死亡した日（組合員でなくなった日の前日）の属する月までを、月単位で計算します。

受給要件

組合員の退職、障害または死亡により、原則として基礎年金に上乗せして支給される給付は、退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金の3種類です。

(1) 退職共済年金

原則として65歳から支給されます。ただし、老齢基礎年金の受給要件を満たしている人で組合員期間等が1年以上ある人が60歳に達したときは、65歳になるまでの間、退職共済年金が特別支給されます。基本的には、老齢厚生年金と同じです。

共済年金独自の給付として、組合員期間が20年以上ある人には、従前の経過措置により支給開始年齢の特例（55歳から60歳）があります。（対象者：生年月日が昭和15年7月1日までの人または、退職年月日が平成7年6月30日までの人）

また、支給開始年齢の経過措置の適用を受けられる人が、支給開始年齢になる前に退職共済年金を受けることを申し出たときは、最大10年の繰上げの希望ができます。ただし、年金額は、繰上げ支給の年齢と本来支給開始年齢との差1年につき4%減額された年金となり、加給年金額は、支給開始年齢に達するまで支給停止されます。

(2) 障害共済年金

組合員である間に初診日のある傷病により、1級・2級または3級の障害の状態になったときに支給します。また、1級または2級の障害の状態になったときは、原則として障害基礎年金が併せて支給されます。

(3) 遺族共済年金

次のいずれかに該当した場合に、その遺族に支給されます。

- ・ 組合員が在職中に死亡したとき
- ・ 組合員が在職中に初診日のある傷病で、退職後、初診日から5年以内に死亡したとき
- ・ 1級または2級の障害共済年金の受給権のある人が死亡したとき
- ・ 退職共済年金の受給権がある人またはその受給資格期間を満たした人が死亡したとき

また、旧共済法の退職年金、減額退職年金、通算退職年金および障害年金の受給権がある人が死亡した場合にも、支給されます。

退職一時金の返還

過去に原資を残して退職一時金の支給を受けた人等が、退職共済年金または障害共済年金を受ける権利ができたときは、原則として、その一時金の額に利子を付けた額を、一括または退職共済年金等の額から控除して、返還することになっています。

「共済組合単一者」とは…

平成3年4月1日から、国家公務員共済組合及び地方公務員等共済組合等が老齢基礎年金及び遺族基礎年金の裁定請求書の受理・審査を行う共済組合の単一者の範囲は、「ひとつの共済組合期間及び学生期間等の合算対象期間（昭和60年改正法附則第8条第4項及び同条第5項第3号から第6号までに掲げる期間は除きます。）」のみを有する者となっており、これに該当する者を「共済組合単一者」といいます。

14 見込額試算・ID認証方式による記録の提供

I 見込額試算

年金見込額の問い合わせについては、電話相談、来訪相談、文書相談の他にインターネットでの照会を受付けています。なお、見込額の受付対象年齢は、インターネットでの「年金額簡易試算」を除き50歳以上の方を対象としています。

1 電話で申し込む場合

ねんきんダイヤルへ本人が直接申し込みます。なお、社会保険事務所に電話した場合も受付は可能です。

2 インターネットを利用する場合

社会保険庁のホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) にアクセスし、「年金加入記録照会・年金見込額試算・年金個人情報提供サービス（ユーザーID・パスワード）」をクリックし、次の3種類の方法から選択します。

① 「年金額簡易試算」（シュミレーション）

*年齢に関わらず誰でも利用可能

② 「年金見込額試算」 * 50歳以上の方

③ 「年金加入記録照会・年金見込額試算（電子申請【電子証明書】）」

* 50歳以上の方

(注) 50歳未満の人は、年金加入記録のみ申込可能。

3 社会保険事務所、年金相談センターに来訪する場合

本人または委任された代理人が社会保険事務所及び年金相談センターの窓口で見込額試算を受けられます。

(電話やインターネットで申し込む場合の仕組み)

- ① 年金額の試算の結果（60歳時点、定額部分の発生時点、65歳時点の試算額）は社会保険業務センターから後日郵送されます。
なお、その際、年金加入記録も同封されます。
- ② 見込額試算は、被保険者本人の被保険者期間のみで受給要件を満たしていること。受給権者については65歳未満であることや繰上げ受給中でない方が対象となります。
- ③ 試算をする際の前提条件は、厚生年金保険加入中で60歳未満の方は60歳で退職するものと仮定し、60歳以上65歳未満の方は65歳で退職

するものと仮定し算出します。一方、国民年金に加入中の方は、申込の前々月の納付状況に基づき申込月から60歳までの納付記録を反映させ試算します。

④ 個別の条件（本人の希望する任意の年齢時点の試算結果）やカラ期間を含めた年金見込額の試算を希望されるときは、社会保険事務所、年金相談センターへ来訪又は文書にて照会していただくことになります。

●電話で見込額試算を受けるときの留意事項

- ・本人以外は不可（配偶者であっても受付できません。）
- ・基礎年金番号情報照会画面（基本情報）の氏名・生年月日・住所と完全一致していること。
- ・基礎年金番号情報照会（統合年金記録）画面で受給要件及び期間重複していないことを確認すること。
- ・個別条件（一部繰上げ・全部繰上げ・退職時など）や加給年金等については、対応しないことや60歳時点、定額部分発生時点・65歳時点の見込額が試算されることを説明済みであること。
- ・受給権者については、65歳前であり、繰上げ受給していないこと。
- ・受付けしてから本人に届くまで2週間程度の期間を要するとともに、試算結果は社会保険業務センター（東京）から直接郵送される旨を説明すること。

II ID・パスワード認証方式による記録の提供

社会保険庁では、これまでにもインターネットを活用した年金個人情報の提供を行ってきましたが、より利便性の高い年金個人情報の提供を行うため、ID・パスワード認証方式による個人記録の提供サービスを開始しました。

社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp>）からID・パスワード発行の申し込みを行い社会保険庁から送付されたID・パスワードを使用してホームページにアクセスすると年金加入記録を24時間365日インターネットで閲覧することができます。

1 対象者

基礎年金番号を有する被保険者

※老齢年金の受給権者、納付記録のない者等は除きます。

2 閲覧できる内容

- ・ 本人情報（氏名、基礎年金番号、生年月日、性別、郵便番号、住所）
- ・ 加入制度
- ・ 事業所名称、船舶所有者名称
- ・ 資格取得、喪失年月日、加入月数
- ・ 国民年金の納付月数、免除月数、学生納付特例月数
- ・ 厚生年金保険、船員保険の加入月数・期間
- ・ 共済組合等加入月数
- ・ 合計加入月数
- ・ 備考（一時金対象期間、農林期間月数、共済移管記録等）
- ・ 取得種別
- ・ 国民年金納付状況
- ・ 標準報酬月額、賞与額等

3 個人情報提供の流れ

① ID・パスワード発行の申請

社会保険庁ホームページにある「年金個人情報提供サービス」コーナーから申し込みを行います。

② ID・パスワードの発行

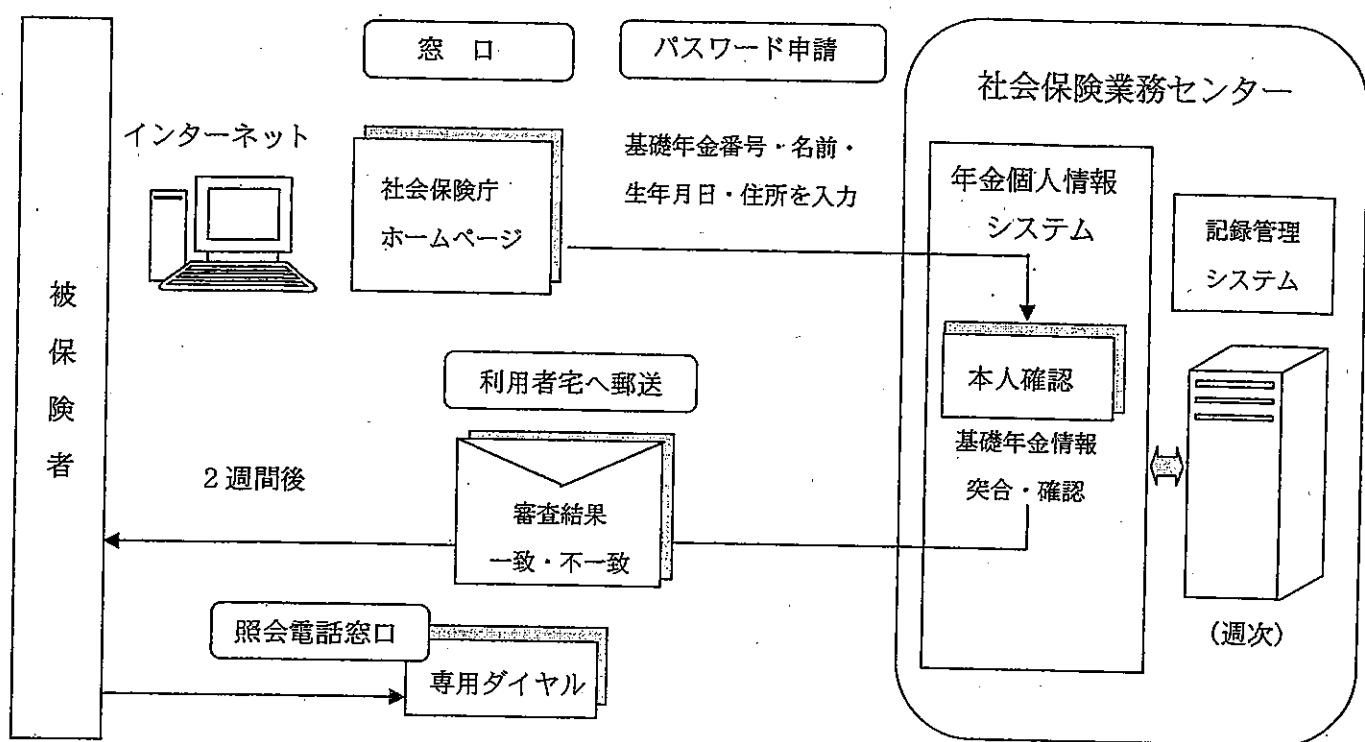
社会保険業務センターにおいて、本人確認を行い「年金個人情報提供サービスご利用に伴うID・パスワードのお知らせ」を郵送します。（申請から2週間程度）

③ 年金個人情報の閲覧

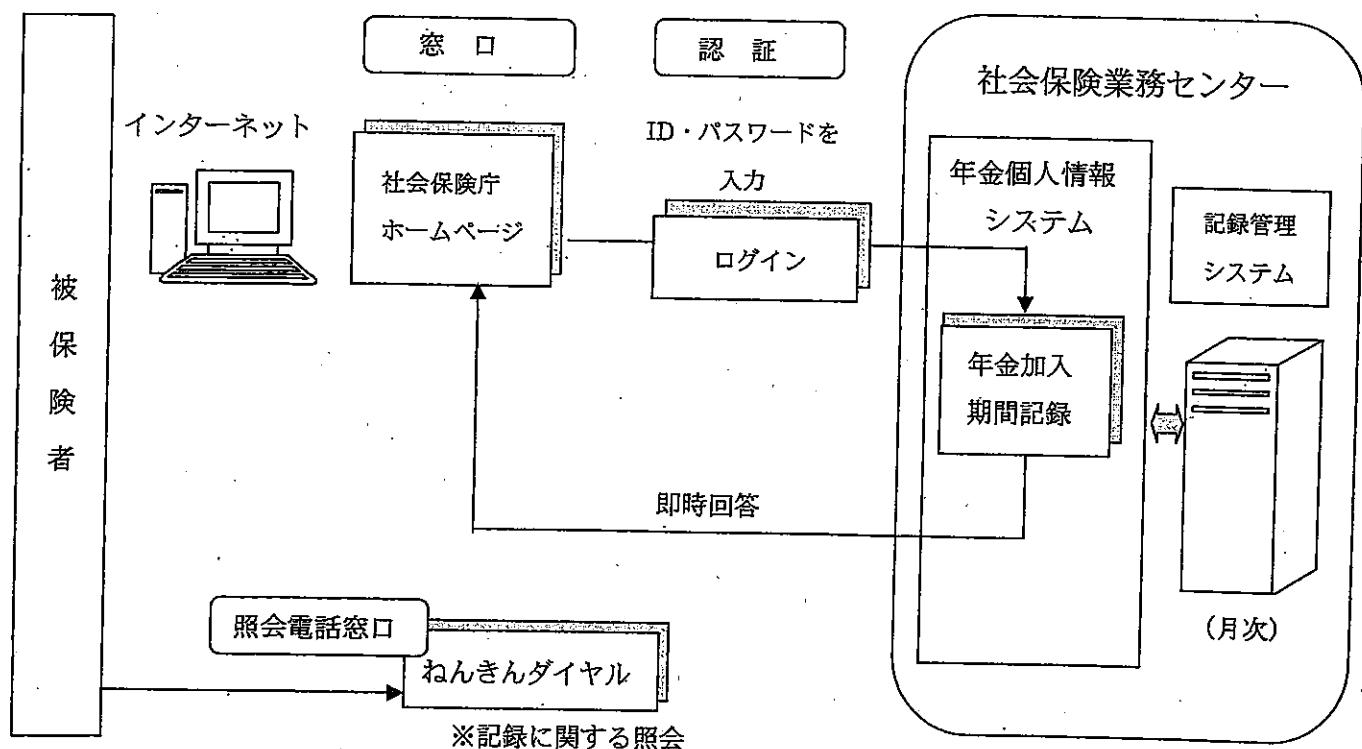
発行されたID・パスワードを使用し、ホームページにアクセスする。

年金個人情報提供の流れ

① ID パスワードの申請と発行



② 年金個人情報の取得



15 ねんきん定期便・裁定請求書事前送付

現役世代の方々に、年金制度に対する理解を深めてもらうために、すべての被保険者のに、年金加入（納付）の状況を毎年お知らせするサービスです。

本格実施は、平成20年4月からですが、先行して、平成16年3月から年金受給が近づいた58歳の人に「年金加入記録のお知らせ」（58歳通知）を、平成19年3月からは継続して保険料を納付すれば、老齢基礎年金の受給要件を満たすことができる35歳の人に「ねんきん定期便～35歳になられる方へ年金加入記録のお知らせ～」（35歳通知）を送付しています。また、平成19年12月からは、45歳の人及び55歳から59歳の人に送付を開始します。
(導入スケジュール参照)

また、年金の請求漏れを防止するために、平成17年10月からは、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給年齢を迎える人に誕生日の3ヶ月前に「裁定請求書」の用紙や「年金に関するお知らせ」（ハガキ）を送付しています。

1 ねんきん定期便

(1) 35歳通知

平成19年4月以降に35歳に到達する人から、誕生日の前月末に送ります。通知内容は、誕生日の前々月までの年金加入履歴及び国民年金保険料の納付月数、厚生年金保険の加入月数等です。

(2) 58歳通知

58歳到達月の翌々月に、加入している年金制度やその期間などを記載した「年金加入記録のお知らせ」を送付します。

被保険者は、「年金加入記録のお知らせ」に記載された年金加入記録を確認し、確認はがきを返送しますが加入記録の漏れがある場合などは、同封の年金加入記録照会票で連絡します。

加入記録の漏れがないと確認できた場合で、社会保険業務センターで管理している年金加入記録のみで、老齢基礎年金の受給資格のある人の確認はがきには年金見込額の希望の有無欄があるので、希望者は○印をつけて返送すると、後日年金見込額が送付されます。

試算をする際の前提条件は、厚生年金保険又は共済組合加入中の場合は60歳で退職するものと仮定し算出します。一方、国民年金に加入中の方は、58歳時点の納付状況に基づき60歳までの納付記録を反映させ試算します。

ねんきん定期便の通知は、国民年金又は厚生年金（船員保険・統合された共済組合の移管された期間を含む）の被保険者期間がある人に送付します。ただし、国外に居住している人や老齢年金の既裁定者は送付対象者となりません。共済組合員であった期間のみの人にも送付しません。

送付先は、基本情報画面に登録されている住所となりますので、未登録の人や転居された人は、手続きが必要です。

2 裁定請求書事前送付

社会保険業務センターで管理する年金加入記録により老齢基礎年金の受給資格が確認できた人に対し、基礎年金番号・氏名・生年月日・性別・住所と年金加入履歴を印字した「裁定請求書」（事前送付用）を本人あてに送付します。請求者は、加入期間に間違いがなければ、支払機関やその他必要事項を記入し、添付書類とともに社会保険事務所へ提出することになります。

受給資格が確認できない人に対しては、「年金に関するお知らせ」（はがき）が送付されます。

（1）送付時期と送付物

① 60歳到達月の3ヶ月前

- ア 受給資格があり、60歳で受給権が発生する人には、裁定請求書とリーフレット
- イ 受給資格があるが厚生年金保険の期間が12月未満のため、65歳で受給権が発生する人には、年金に関するお知らせ（はがき）
- ウ 受給資格が確認できない人には、加入期間や受給要件が記載された年金に関するお知らせ（はがき）

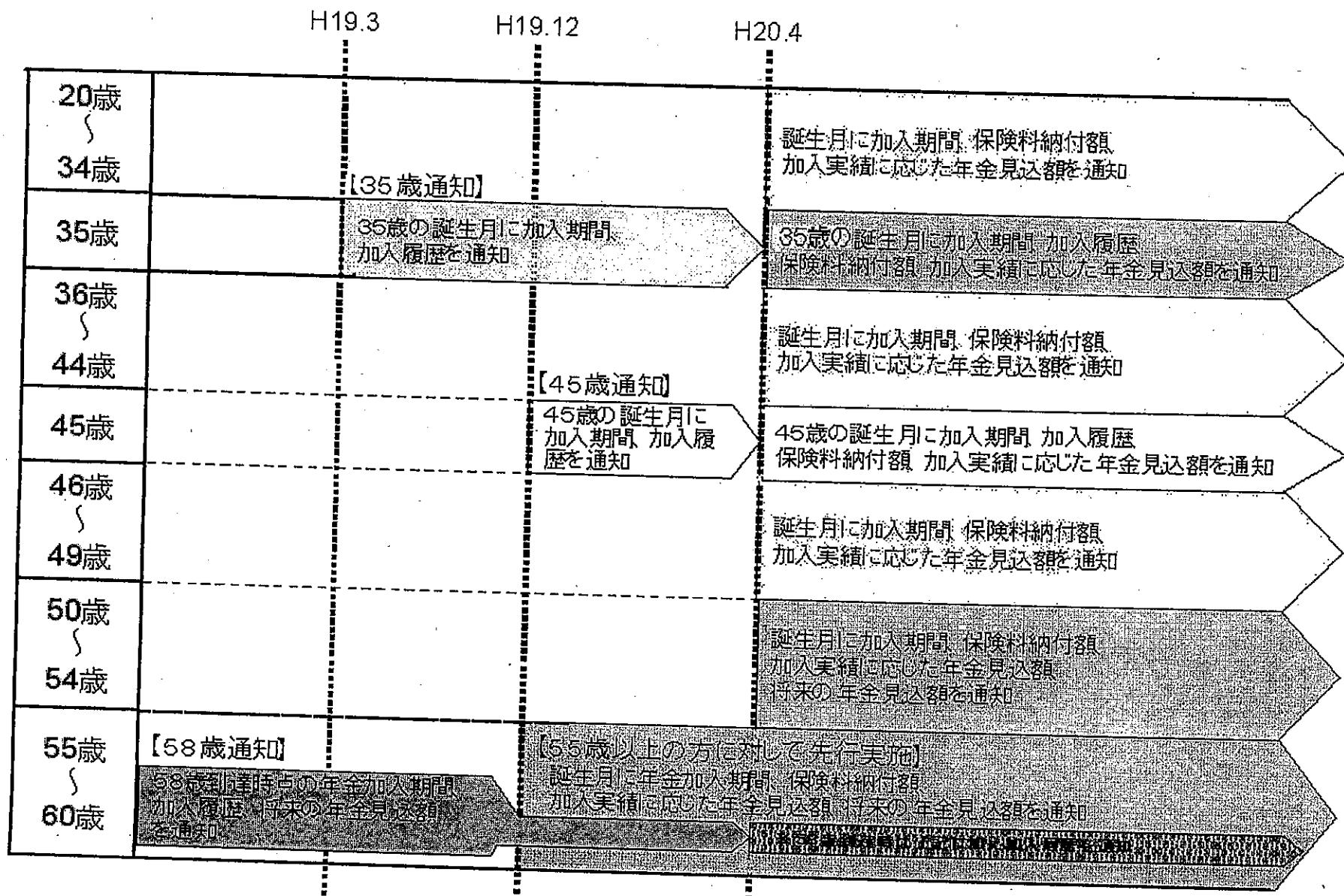
② 65歳到達月の3ヶ月前

- ア 受給資格があるが国民年金の期間のみや厚生年金保険の期間が12月未満のため、65歳で受給権が発生する人には裁定請求書とリーフレット
- イ 65歳前に既に受給権が発生しているにもかかわらず、裁定がされていない人には裁定請求書とリーフレット

その他留意事項

- 各通知の送付日は、誕生日によって違います。「事務処理スケジュール」で確認してください。
- 送付状況については窓口装置で確認ができます。制度キー「共通」届書コード097-1で「資格記録通知累積情報照会」を行い、発送状況を確認します。
- 35歳通知は、再交付できません。依頼があった時は、被保険者記録回答票で対応します。
- 58歳通知の再交付については、社会保険業務センター（三鷹庁舎）記録提供課で行います。ただし、60歳到達月を含む6ヶ月前から裁定請求書事前送付の抽出対象期間となるため、再交付できなくなります。
- 50歳未満の人に送付する「ねんきん定期便」で同封する年金見込額は、年金額早見表となります。
- 事前送付用の裁定請求書は再交付することが出来ません。依頼があったときは、窓口配布用の裁定請求書（様式第101）と被保険者記録回答票を送付します。
- 裁定請求書の提出及び添付書類の取得については、
 - ・ 60歳で受給権が発生する人は60歳の誕生日以降、
 - ・ 65歳で受給権が発生する人は65歳の誕生日以降になります。

ねんきん定期便の導入スケジュール



16 「ねんきん特別便」について

1. 目的

年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立のため、基礎年金番号と未統合記録の名寄せを行い、その結果を記録が結び付くと思われる方から順次お知らせし、加入記録を確認していただくためにお送りするものである。

2. 送付事務の概要

1. 名寄せの結果、記録が結びつくと思われる方については、その旨と加入履歴を「ねんきん特別便」としてお知らせし、記録の確認をお願いする。
2. 1にてお知らせの対象とならなかったすべての年金受給者及び現役加入者に対しては、加入履歴をお知らせし、記録の確認をお願いする。
3. 「ねんきん特別便」の送付については、受取者が複数の通知を送付され混乱が生じることのないよう、「1人一通」とすることを原則とする。
4. 「ねんきん特別便」の送付に当たっては、名寄せの結果や年金受給の有無を考慮して順次行うこととする。

3. 送付対象者及び送付時期

- ア 基礎年金番号を有する年金（老齢・遺族）受給者及び現役加入者のうち、名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方
⇒平成19年12月から平成20年3月目途
- イ 上記アにて送付対象とならなかった年金（老齢・遺族）受給者
⇒平成20年4月から平成20年5月目途
- ウ 上記アにて送付対象とならなかった現役加入者
⇒平成20年6月から20月目途

（送付対象外）

- ① 基礎年金番号の付番取消者
- ② 制度未加入者（18歳未満の遺族基礎年金受給者（*）等）
* 18歳未満の遺族自身は制度未加入のため送付対象ではないが、死亡した者に係る「ねんきん特別便」については送付される。

③ 居所不明者

4. 通知に関する留意事項

- ア 平成19年12月から平成21年3月までの間、予定されていた誕生月における「35歳通知」及び「58歳通知」、19年12月に実施予定であった「45歳通知」及び「55歳以上通知」、平成20年4月実施予定の「すべての被保険者への通知」は、すべて「ねんきん特別便」として、平成19年12月から平成20年10月までの間に送付される。
- イ 平成19年10月から平成21年3月までに58歳に到達する者については、現在の「58歳通知」と同様に、希望者には別途「年金見込額」を通知する。
- ウ 名寄せの結果、記録が結びつくと思われる方並びに58歳到達者については、「ねんきん特別便」に「確認はがき」及び「年金加入記録照会票」を同封し、「ねんきん特別便」の内容に間違いがないと確認できた場合には、「確認はがき」を、記録の訂正が必要な場合には「年金加入記録回答票」を返信していただく。

5. 年金受給者及び現役加入者からの照会に対する対応

- ア 年金受給者及び現役加入者から未統合記録の統合が必要な旨の連絡があった場合には、現行の被保険者記録訂正（等）処理にて対応する。
- イ 名寄せ及び期間重複チェックを行った結果、記録が結びつくと思われる方からの相談・照会に対応するため、窓口装置に必要な情報（「ねんきん特別便」発送年月日、照会年月日、確認はがきの返戻の有無、記録訂正結果等）を照写する。

17 厚生年金基金

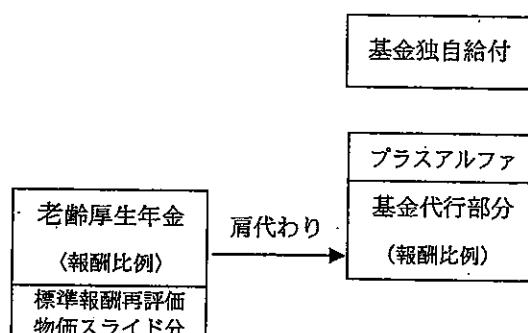
厚生年金基金は、国が行う老齢厚生年金の支払いのうち報酬比例部分を代行し、年金に上乗せ給付を行う制度です。

厚生年金基金の設立形態には、同種同業の企業が集まる総合型、一企業が単独で設立する単独型、親会社と子会社といった連携関係にある企業の主力企業が中心となって共同設立する連合型があります。

基金の代行部分に必要な費用は、国の厚生年金保険料の一部を譲り受け、これに上乗せ給付にかかる原資を含めて運用します。代行に必要な費用として基金が預かる保険料が免除保険料です。

基金加入している事業所の被保険者や事業主は、厚生年金保険料のうち免除保険料を除いた額を国に納め、基金には上乗せ給付にかかる分も含めて支払います。

基金から支給される年金は、国の老齢厚生年金の代行部分（報酬比例部分）にプラスアルファ部分を上乗せして支払います。



基金は、あくまでも報酬比例部分の確定的要素に基づき計算される部分のみ給付します。国は、老齢厚生年金（報酬比例部分）の標準報酬を現在の賃金水準に見直す再評価部分と、物価変動に応じた給付保障の物価スライド分を支払います。

基金で支払う代行部分は、改定事由がない限り決定したときの金額のまま支払われ、物価スライド等にかかる年金額の変更は、国が支払うべき年金で調整されます。

○ 基金の代行返上

厚生年金基金は、代行部分と上積み給付の財源を運用することにより利差益を年金資金に積み上げて資産を大きくし、給付に備えるわけです。しかし、低金利時代に入り代行は運用の利差損が発生し、不足金の補填をする企業にとっ

ては、大きな負担になってきました。確定給付企業年金法で代行返上が認められるようになり、代行返上する基金が増えてきました。

代行返上するためには、厚生労働省へ代行返上の認可申請を行い、国に代行部分の支給義務を移転するとともに積立金（最低責任準備金）を返還することになります。

まず、将来期間分の返上をします。この時点で基金加入事業所から一般事業所に代わることから保険料率も一般の保険料率になります。

その後、厚生年金基金加入員と受給者全員の加入記録を社会保険庁の記録と突き合わせて最低責任準備金の算定をします。代行返上するときには確定給付企業年金への移行が条件ですから、確定給付企業年金への移行と過去期間の返上の認可申請を行い、認可日以降に過去期間分の積立金を国に返還します。

過去返上認可日の翌月分から老齢厚生年金の受給権者は、年金額が改定されます。

受給権者には、「厚生年金基金の基金代行部分が返上されたため、年金額を変更しました。」と記載された裁定通知書・支給額変更通知書が送付されます。

○ 基金の解散

母体企業の倒産や経営悪化などによりやむを得ず解散したときは、厚生年金基金が行なっていた年金給付（代行部分を含む）の業務を企業年金連合会に引き継ぎ、将来にわたって受給者へ給付を行ないます。

18 国民年金基金

- ◆ 国民年金基金は、自営業者などの第1号被保険者が希望で加入し、老齢基礎年金を上積みする形で支給されます。
- ◆ 国民年金基金には、次の種類があります。
 - ① 地域型国民年金基金
 - ② 職能型国民年金基金

〈加入できる人〉

20歳以上60歳未満の日本国内に居住する第1号被保険者です。

ただし、国民年金の保険料納付を免除（半額免除等を含む）されている人、国民年金の任意加入被保険者、農業者年金基金に加入している人は加入できません。

〈基金の年金と掛金〉

国民年金基金に加入する人は、年金の型や加入口数を自分の将来設計にあわせて選択します。

支給される年金は、加入員が必ず加入する一口目の終身年金と加入員が任意に加入した2口目以降の年金（終身年金または確定年金）を併せたものです。

なお、基金の支給する年金は、掛金が納付され、かつ、国民年金の保険料も納付されている月分のみ年金額の計算の基礎となる仕組みとなっていますので、国民年金の保険料を忘れずに納付することが肝要です。

	給付の型	支給開始年齢	支給期間	年金額（月額）	加算額	保証期間
1 口 目	終身年金A型	65歳	終身	3万円	額が支払われます	15年
	終身年金B型	65歳	終身	3万円		無
2 口 目 以 降	終身年金A型	65歳	終身	1万円	額が支払われます	15年
	終身年金B型	65歳	終身	1万円		無
2 口 目 以 降	確定年金I型	65歳	15年	1万円	額が支払われます	15年
	確定年金II型	65歳	10年	1万円		10年
	確定年金III型	60歳	15年	1万円		15年

(注) 年金額（月額）は、加入時に35歳0月以下の人の場合です。

掛金は、選択した年金の型と口数、加入した月の年齢および性別に応じて決まりますが、毎月の掛金額の上限は、68,000円です。（ただし、個人型確定拠出年金にも加入している場合は、その掛け金と合わせて68,000円が上限で

す)

基金からは、原則として加入員だった人が老齢基礎年金を受けられるようになったときに、年金が支給されます。

〈その他の給付〉

(遺族一時金)

保証期間のある終身年金 A 型か確定年金の I 型、 II 型、 III 型に加入し、年金を受ける前に死亡した場合には、加入時年齢、死亡時年齢及び死亡時までの掛金の納付期間に応じた一時金が、遺族に支払われます。

また、年金を受け始め、保証期間が満了する前に死亡した場合は、保証期間の残り分に応じた一時金が遺族に支払われます。

保証期間のない B 型のみに加入している場合でも、年金を受給する前に死亡した場合には、1万円の一時金が遺族に支払われます。

〈税金〉

国民年金基金の掛金は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。また、国民年金基金から支給される給付は、老齢基礎年金と同様に公的年金等控除の対象となります。なお、遺族一時金は非課税です。

19 沖縄の特例

1 国民年金

本土復帰前の沖縄の国民年金は、本土より9年遅れて昭和45年4月1日に発足し、本土復帰した昭和47年5月15日に統合されました。制度発足が本土より9年遅れていたことを考慮し、老齢年金等の受給資格期間の短縮や年金額の加算や復帰前の期間を保険料免除期間とする特例措置が設けられています。

保険料免除期間については、法施行当時に追納が認められていましたので追納することにより保険料納付済期間となり、本土の同年齢層の人と同水準の年金が確保されることになっています。

適用にあたり、本土復帰前の沖縄に住所を有していたことを確認します。該当者は、昭和36年4月1日（同日において20歳に達していなかったときは、20歳に達した日）から昭和45年3月31日までの間のうち沖縄に住所を有していた期間を明らかにすることができる住民票の写しや戸籍の附票等の書類を添付して沖縄県の市町村（住所が沖縄県の区域内にない人は、沖縄県の区域内における最後の住所地の市町村）及び社会保険事務所に提出します。

2 厚生年金

沖縄の厚生年金制度の発足が遅れたことにより構造的に加入年数が短くなり、年金額が本土より低いという問題がありました。このため、沖縄の厚生年金について、復帰後平成2年及び平成7年に特別措置が講じられました。

平成7年の特別措置においては、対象者を「沖縄の厚生年金に加入していた者」に限定したため、昭和45年から昭和47年（本土復帰）までの間に本土出向等により本土の厚生年金に加入していた者は、特別措置の対象とはなりませんでした。

「沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」の一部改正（平成18年4月1日）により、上記の対象外となる者に対しても沖縄の厚生年金に加入していた者と同様に特別措置が講じられることとなりました。

（1）対象者

以下の要件を全て満たす者です。

- ① 昭和45年1月1日から昭和47年5月14日までの間に、本土の厚生年金

保険の被保険者期間（厚生年金保険の被保険者とみなされた旧適用法人共済組合員期間及び旧農林共済組合員期間は除く）を有すること。（ただし、当該期間中に沖縄厚年の被保険者期間を有しないこと。）

- ② 昭和45年4月1日当時25歳以上であること。（昭和20年4月1日以前生まれであること。）
- ③ 昭和29年5月1日から昭和44年12月31日までの期間のうち、20歳以上であって、次に掲げるいずれかの事業所等（以下、「適用事業所相当事業所等」という。）に使用されていた（勤めていた）期間を有すること。
 - ・ 旧厚生年金保険法第6条第1項の適用事業所又は事務所であって沖縄に所在していたものに使用されていた期間。
 - ・ 旧船員保険法第17条に規定する船員として、船舶所有者であって沖縄に住所等を有していたものに使用されていた期間。

（2）申出及び納付期間

平成18年4月1日～平成23年3月31日

（3）保険料額

保険料額＝平均標準報酬月額（※1）×9.137%（※2）×特例納付月数
(※1) 昭和45年1月から平成7年3月までの被保険者期間にかかる標準報酬月額（再評価前）の平均額

(※2) 平成18年4月の保険料率18.274%（総報酬前の水準）の
1/2

（4）納付方法

一括又は分割納付とする。（平成18年度から平成22年度までの各年度につき1回に限り、通算3回まで）

（5）加算対象年金

新法：老齢厚生（特老厚含む）、特例老齢、障害厚生、遺族厚生、特例遺族
旧法（厚年、船保）：老齢、通算老齢、特例老齢

（6）加算額

平成15年3月までの被保険者期間にかかる標準報酬月額×加算乗率×特例納付月数

（7）額改定

納付のあつた月の翌月から年金額を改定する。

その他留意事項

- ①の期間について沖縄か否かを判断します。
事業所箇所符号=8 2 XX は、沖縄厚年のため、対象外。
事業所箇所符号≠8 2 XX を対象。
事業所箇所符号=0 0 0 0 は、判断がつかないため、本人の職歴（事業所名称、事業所所在地）を聴取し、管轄社会保険事務所に確認依頼を行っていただくよう案内します。
- 特別措置を受けるには、雇用経歴の証明が必要。
給与明細書等雇用されていたことの証拠資料の提出が必要。「会社名を覚えていない」「証拠資料が全くない」などの理由で、雇用経歴の認定を沖縄県知事に受けることができない場合には、昭和40年1月1日から昭和44年12月31日までの期間に限り、その間沖縄県に住所を有していたことの証明をもって、沖縄県知事から雇用経歴の証明を受けることができます。
- 特別措置の対象となることが確認できた場合は、沖縄県知事に提出する「個人情報の提供に関する同意書」と「被保険者記録照会回答票」（ハードコピー）を渡します。ねんきんダイヤルなどの電話相談では、郵送により送付します。
- 特別措置の対象とならない（不該当）ことが確認できた場合は、その旨回答します。文書でのお知らせを求められた場合は、被保険者記録照会回答票（096）と「沖縄の厚生年金保険に係る特別措置について」（平成18年4月1日施行）を同封し、制度の内容をご理解いただくよう文書を送付します。北海道以外のねんきんダイヤル拠点は中央年金相談室にFAXにて進達してください。

20 社会保障協定

1 目的と概要

国際的に活発な人的交流により海外に派遣される人が増加しています。その結果、日本と外国の社会保障制度の両方に加入して保険料を負担しなければならない場合（二重加入）や加入した期間が短く年金給付が受けられない場合（保険料の掛け捨て）の問題が拡大しました。

これらの問題を解決するため、2国間で社会保障協定を締結し、二重加入の防止、年金加入期間の通算を行うこととしています。

2 協定締結状況

国 名	発効状況	年金加入期間通算措置
ドイツ	平成12年 2月1日	有
イギリス	平成13年 2月1日	無
韓国	平成17年 4月1日	無
アメリカ	平成17年10月1日	有
ベルギー	平成19年 1月1日	有
フランス	平成19年 6月1日	有
カナダ	平成19年度中発効予定	有
オーストラリア	協定発効準備中	有

※ オランダ、チェコは協定締結準備中

3 相手国社会保障制度への加入を免除されるための手続き

(1) 概要

日本と外国の社会保障制度への二重加入を回避するため、協定の対象者が相手国で就労する場合は、原則として相手国の社会保障制度のみに加入することになります。この原則の例外として、派遣等により一時的（5年が目安）に相手国で就労する者については、就労地国の社会保障制度への加入が免除され、引き続き自国の社会保障制度のみに加入することになります。

相手国社会保障制度への加入を免除されるためには、社会保険事務所に「適用証明書交付申請書」（以下「申請書」という。）を提出し適用証明書の交付を受けることが必要です。交付された適用証明書を就労時に相手国の事業所等に提示（必要に応じて提出）することにより、相手国社会保障制度への加入が免除されます。

(2) 相手国社会保障制度への加入を免除されるための事務処理

- ① 健康保険・厚生年金保険の被保険者の場合は、派遣を行う事業主から社会保険事務所に申請書を提出します。社会保険事務所では受付・審査を行い、適用証明書を発行します。派遣期間が5年を超える場合等は相手国との協議が必要ですので、申請書を社会保険庁企画課国際事業室に進達します。国際事業室では相手国と協議を行い、結果を社会保険事務所に回答します。社会保険事務所では回答に基づき処理を行います。
- ② 国民健康保険・国民年金の被保険者の場合は、被保険者本人が社会保険事務所に申請書を提出します。社会保険事務所では受付・審査を行い、国際事業室に進達します。国際事業室においては、申請の内容を審査し、適用証明書を作成し交付するか、審査結果を社会保険事務所に回答します。社会保険事務所においては、回答により、適用証明書を作成し交付します。
- ③ 日本で就労するアメリカ人等（アメリカ国籍者及びアメリカの永住権取得者）は、合衆国法令上、日本で就労していてもその所得に対して合衆国社会保障税が課される場合があります。日米協定に基づいて日本の社会保障制度に加入している場合は、適用証明書を合衆国歳入庁に提示することで合衆国社会保障税が免除されるので適用証明書の交付申請をするときは事業主等から社会保険事務所に申請書を提出し適用証明書の交付を受けます。

4 年金加入期間通算の手続き

(1) 概要

イギリス・韓国以外の協定相手国については、相手国における加入期間について原則として日本の年金制度における加入期間として評価され、日本における加入期間については相手国の年金制度における加入期間として評価されます。

また、年金の申請にあたっては、相手国の実施機関に提出することとされている申請書等は自国の実施機関にも提出することができます。

(2) 日本居住者の年金請求の事務処理

① 日本年金の請求について

相手国の加入期間を通算することにより日本年金が受けられるようになる場合は、裁定請求書に相手国期間の申立書を添付して社会保険事務所に提出します。社会保険事務所は受付、点検・補正のうえ社会保険業務センターに進達します。

社会保険業務センターにおいては相手国期間の申立書に基づいて、相手国の加入期間を当該相手国に照会することにより確認し、その期間を通算して日本年金の裁定を行います。

② 相手国年金の請求について

相手国年金の請求は、相手国年金の裁定請求書を社会保険事務所に提出することによって行うことができます。社会保険事務所は相手国年金の裁定請求書を受付、点検・補正し社会保険業務センターに進達します。社会保険業務センターにおいては、相手国への連絡書式及び日本年金の保険期間証明書を作成し添付したうえで相手国に裁定請求書を送付します。相手国は、裁定請求書及び日本の保険期間証明書に基づき裁定処理を行い直接申請者に通知します。

ただし、アメリカ年金については、請求申出書を提出し、合衆国社会保障庁で申請内容を確認後、正式な合衆国年金の申請書が申請者に送付されます。申請者は送付された申請書に記入のうえ合衆国社会保障庁に直接提出します。

(3) 相手国居住者の年金請求の事務処理

相手国居住者が日本年金を請求する場合は、相手国の実施機関に日本の裁定請求書を提出することができます。相手国の実施機関は日本年金の裁定請求書を受け、日本へ送付するための連絡書式及び自国の年金の保険期間証明書を作成し添付したうえで社会保険業務センターに送付します。社会保険業務センターは日本年金の裁定請求書及び相手国期間の保険期間証明書により日本年金の裁定を行い直接申請者に通知します。

(4) 申請時の添付書類

① 日本年金を請求する場合

- ア 国内居住者が日本年金を請求する場合と同様です。
- イ 相手国に居住していて、日本国籍を有する場合は、市町村長の証明書は、受給権者の居住する地域を管轄する日本国領事官の証明書で代えることができます。
- ウ 相手国に居住していて、相手国の国籍を有する場合は、戸籍抄本、戸籍謄本又は市町村長の証明書は、受給権者の居住する国の官公署又はこれに準ずるもののが発行した証明書で代えることができます。

② 相手国年金を請求する場合

- ア 請求する相手国年金に応じて必要となる書類を添付してください。

※ 米国年金について

アメリカの老齢年金の受給のためには10年（40クレジット）以上の年金加入期間が必要です。合衆国の年金制度の加入期間が1年6ヶ月（6クレジット）以上ある者は、日本の年金制度の加入期間を通算することができます。

老齢年金の受給開始年齢は、生年月日に応じて65歳から引き上げられ、1960年以降に生まれた人は67歳になります。また、62歳まで繰り上げが可能ですが、支給される年金額は生涯にわたって減額されます。請求申出は、受給権発生の3ヵ月前から可能です。また、請求申出が受給権発生から6ヵ月以上経過すると、時効が適用され遡って6ヵ月前の分の年金しか受け取ることができなくなります。

○ 必要書類

- ・ 合衆国年金の請求申出書
- ・ 戸籍抄本またはパスポートの写し（被保険者に扶養される配偶者または子がいる場合、または、遺族年金の請求申出の場合は戸籍謄本）
- ・ 年金手帳または年金証書の写し
- ・ 社会保障番号を確認できるもの

※ ドイツ年金について

ドイツの老齢年金の受給にためには5年以上の年金加入期間が必要です。請求する年金に応じた請求書を提出します。添付書類等詳細は、ドイツの年金担当窓口に直接確認してください。

※ その他要件通算について

厚生年金保険制度の加入期間が20年に満たない人が、年金加入期間通算措置がある相手国との期間を通算して20年以上になるときは、加給年金が加入期間に応じて加算されます。

また、年金受給できない人については、脱退手当金や脱退一時金の被保険者期間も通算されます。

21 不服の申立て

年金の裁定や受給権の消滅など、社会保険庁が行った決定に不服があるときは、社会保険審査官、社会保険審査会、裁判所などに不服の申立てができることがあります。年金受給権者等への処分通知には下記の「教示文」を記載しています。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭であなたの住所地の社会保険審査官（社会保険事務局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があってから3ヶ月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

社会保険審査官や社会保険審査会に不服を申立てできるのは、社会保険庁や社会保険審査官の処分を知った日の翌日から60日以内となっています。

（国年法101、厚年法90）

なお、不服の申立ては、口頭または文書で不服の理由などを申し立てればよいことになっており、費用はかかりません。

○社会保険審査官が取り扱う審査請求事件の範囲

社会保険各法の本法上には、行政処分に対する不服申し立てについての規定があり、これらの不服申し立てを審査する社会保険審査官及び社会保険審査会については、その設置法的性格を持つ「社会保険審査官及び社会保険審査会法」に規定されています。

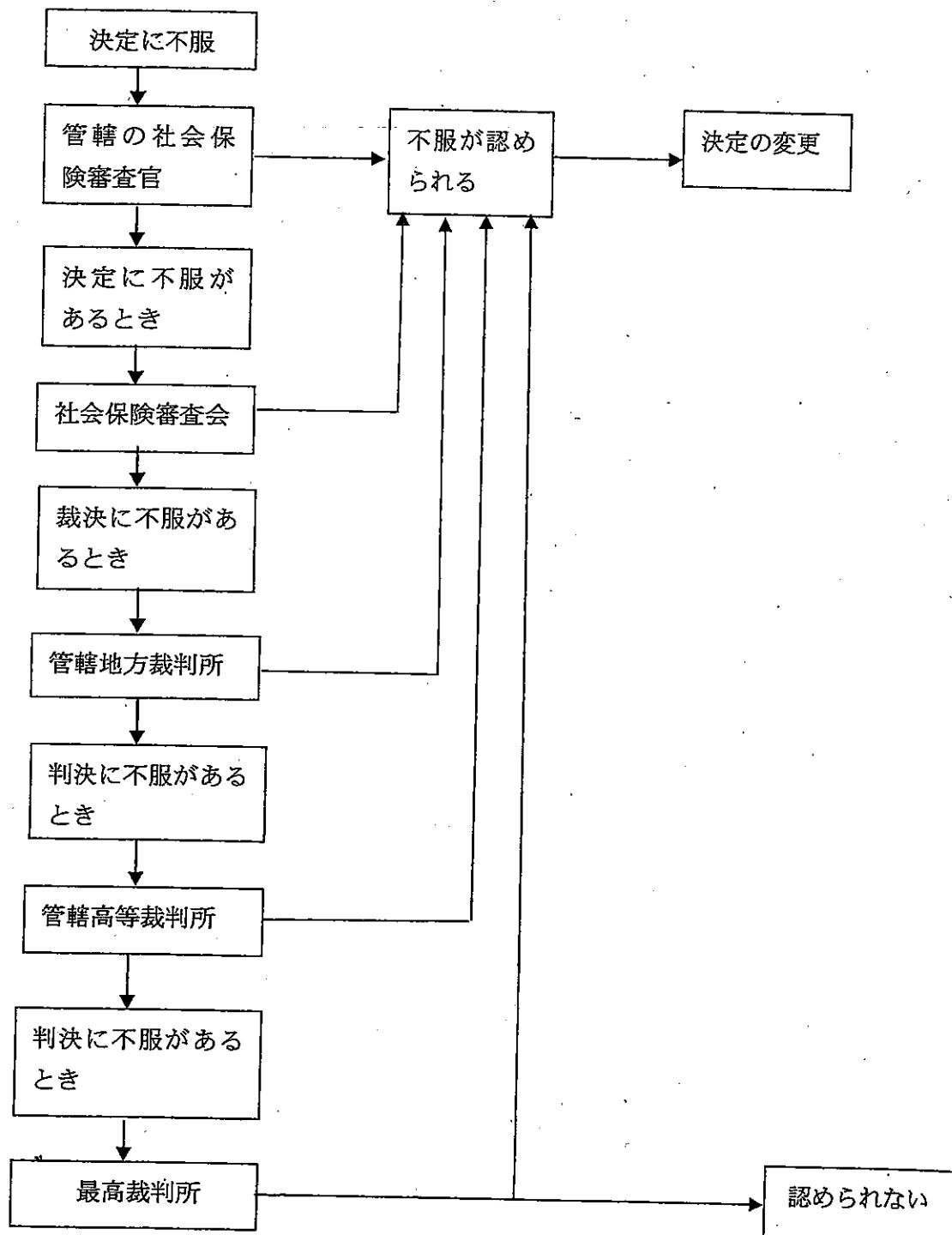
社会保険審査官は、保険者の決定が法律及び各種通知等に基づいて、正しくなされたものかどうかを審査する機関であり、法令または現制度に対する不服等については、社会保険審査官が取り扱う審査請求事件の範囲外となっています。

なお、審査請求事件とならない事例については下記のとおりです。

〈審査請求事件とならない事例〉

- ① 制度（法律）や窓口対応等に対する苦情
- ② 各種給付金の計算方法、受給資格等の単なる照会
- ③ 保険者が決定した処分がないもの
- ④ 資格照会に対する回答、過払金の返納、現況届未提出による差止め等、事実行為であって処分にあたらないもの

不服申立ての流れ



22 裁定訂正

年金は、裁定請求書を提出するいわゆる請求行為により、年金の受給権が確立することになります。年金の決定（裁定）については、「年金証書・裁定通知書」により、請求者に通知することとしています。

年金の裁定請求時には、本人からの職歴等の申出を受け、社会保険庁が管理する被保険者記録との確認を行っていますが、裁定後に新たな被保険者期間が判明したような場合は、裁定の訂正を行うことになります。

主な裁定訂正の理由は次のとおりです。

- ① 被保険者記録の訂正・追加・削除
- ② 受給権者（被保険者）の生年月日訂正
- ③ 受給権発生年月日の訂正
- ④ 遺族年金の受給権者数の訂正
- ⑤ その他

裁定訂正を行う場合には、受給権発生時まで遡って受給記録を訂正することとなります。受給権発生（時効該当の場合には、5年前）時以降の支払済金額を既支給額としてマイナス調整し、裁定訂正以後の正当支払額を再計算する仕組みとなっています。

留意事項

- 添付書類は、訂正する内容により異なりますが、受給権発生時の状態が変更になる場合には、年金証書を必ず添付します。
- 配偶者がいる場合には、配偶者の基礎年金番号も必要です。
- 申出受付（判明）年月日については、時効起算日となることに留意する。
(相談実績の確認が必要になります。)
 - * 来訪相談において申出があった場合には、「年金相談受付票」もしくは「職歴申出書」の受付日。
 - * 文書にて申出のあった場合には、当該文書の受付日。

平成17年10月31日 社会保険審査会裁決

請求者が必要事項を申告して年金請求の意思を表明した日ではなく、同日以後、保険者による被保険者期間の確認等の作業を経て、保険者内部の決裁者への進達文書が整備された日をもって裁定請求日とする取扱をしているところ、このような取扱は適切ではなく、請求者が当該年金請求意思を表明した日（厚生年金保険の被保険者期間照会申出日）に裁定請求が、あったと解するのが相当である。

23 年金の時効特例

これまで、2か月ごとに年金の支払いを受ける権利（支分権）は、その権利の発生から5年を経過すると、時効を援用することなく、自動的に時効消滅することとされていました。（会計法第31条）

今回、「厚生年金保険の保険給付及び国民年金給付の給付に係る時効の特例等に関する法律」（年金時効特例法）が施行されたことにより、年金記録の訂正がされた場合には、当該裁定の日までに5年の消滅時効が完成した場合においても、年金記録の訂正に係る部分の年金が支払われることになりました。

対象

- ア 施行日前に年金の記録事項の訂正を行い、年金額が増額になった。（施行日前の再裁定）
⇒支払われるべき増額分の年金給付のうち、その時点で5年を超える支払分について、時効特例給付を支給する。
- イ 施行日前に年金の記録事項の訂正を行った結果、受給権が遡って発生した。（施行日前の新規裁定）
⇒支払われるべき年金給付のうち、その時点で5年を超えていたために消滅時効によって受取ることができなかった分について、時効特例給付を支給する。
- ウ 施行日以後に年金の記録事項の訂正を行った結果、受給権が遡って発生した。（施行日以後の新規裁定）
⇒時効特例給付を含め、受給権発生時点から年金給付の全額を支給する。
- エ 施行日以後に年金の記録事項の訂正を行い、年金額が増額になった。（施行日後の再裁定）
⇒時効特例給付を含め、受給権発生時点から年金の記録事項の訂正に伴う増額分を全額支給する。

事務処理の流れ

対象者が、5年の消滅時効が完成していた部分の年金の支払を受けるためには、

- ① 施行日以後に年金記録の訂正がなされた上で裁定が行われた者については、裁定とは別に手続きをとる必要はありません。消滅時効が完成した部分も含めて増額された年金が支払われることとなります。

② 施行日前に年金記録の訂正がなされた上で裁定が行われた者については、所定の手続きを行うことにより当該年金の支払を受けることが出来ます。この場合、手続きが出来る限り簡単なものとなるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を、社会保険業務センターから対象者あてに順次送付しています。(ターンアラウンド方式)

24 第三者委員会

1. 目的

「年金記録確認第三者委員会」は、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示すために設置（総務省）

2. 業務

年金記録の確認について、社会保険庁側に記録がなく、ご本人も領収書等の物的な証拠を持ってないといった事例について、ご本人の立場に立って申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を示すこと。

* 設置形態等

- ・ 第三者委員会は、政令に基づき置かれる合議制の機関。中央（年金記録確認中央第三者委員会）と地方（年金記録確認地方第三者委員会）に設置。
- ・ 中央委員会は、総務省本省に設置。役割は、
 - ①年金記録に係る苦情斡旋に関する基本方針の策定
 - ②あっせんを行うに際しての先例となるような苦情あっせん例の作成
- ・ 地方委員会は、各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局及び各行政評価事務所に設置（全国50か所、都道府県庁所在地等）。役割は、
 - ①苦情あっせん案の作成（個別苦情事案への対応）地方委員会への受付は、平成19年7月17日から全国の社会保険事務所で開始。

V 基礎年金番号の仕組み

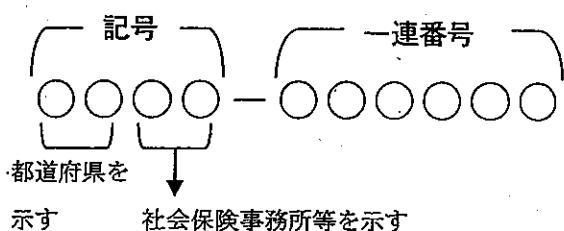
1 基礎年金番号とは

年金制度では、各加入者の長期間にわたる加入記録に基づき年金を支給する仕組みとなっていることから、多数の加入者の長期間に及ぶ加入記録を正確に整理・保存する必要があります。そのため、公的年金の全加入期間を通じ、同一番号での記録の整理、年金に関する手続き、相談・照会等ができるように、各公的年金制度の年金番号を共通化し、一人一番号とする制度が、平成9年1月に導入されました。この番号を、「基礎年金番号」といいます。

2 基礎年金番号の体系

■ 10桁の番号

基礎年金番号の構成は、次のとおりです。



■ 番号の付け方

基礎年金番号は、次のように付けられています。

平成9年1月			
◆平成9年1月以降に公的年金制度に新規に加入した人			●
◆現存の国民年金の被保険者である人		●	国民年金の記号番号を基礎年金番号にする
◆現存の厚生年金保険の被保険者である人		●	厚生年金保険の記号番号を基礎年金番号にする
◆現存の共済組合の加入員（加入員・受給権者）である人		●	基礎年金番号を新規に付ける
◆平成9年1月以後に公的年金に再加入した人（過去に国民年金又は厚生年金保険に加入していた人）	→	(喪失)	平成9年1月前の最終加入制度の番号を基礎年金番号にする
◆すでに国民年金又は厚生年金保険の年金受給権者である人		●	裁定の基礎となった年金手帳の記号番号（最終加入制度における番号）を基礎年金番号にする

3 年金手帳番号

厚生年金保険・国民年金については、基礎年金番号が導入されるまでは、それぞれの制度で加入記録を管理していたため、厚生年金保険と国民年金の両制度に加入したことがある人は、年金手帳番号を2つ持っていました。

また、厚生年金保険に再加入する際に、過去に厚生年金に加入したことがある人にもかかわらず年金手帳を事業主に提示せず、新しい年金手帳が交付されている場合もあり、複数の手帳を持っている人がいます。

これらの年金手帳について基礎年金番号の導入後は、あらゆる契機に統合処理を行ってきましたが現在も統合されていない年金手帳番号があります。今後もご本人の申告に基づき統合作業をすすめていくこととしています。

4 被保険者記録照会

過去に厚生年金保険に加入したことがあるが、基礎年金番号の中には記録がないと被保険者・受給権者から申し出があったときは、未統合記録として存在する可能性があります。

これらの記録を調査確認するためには、「被保険者加入期間照会申出書」又は、「年金加入記録照会票」に会社名やお勤めしていた期間、会社の所在地等を記載し調査依頼します。

社会保険事務所では、氏名・生年月日をキーワードに記録を調査しますが同姓同名で同じ生年月日の人が存在する可能性あることから、申告の会社名や所在地などを確認し特定します。

厚生年金に加入したことがある事業所の記録は、すべて保管されています。すでに廃業した会社の記録であっても確認することができますが会社名がわからなときは、特定が難しいので、業種や本社名、所在地の近くにある建物の名前など参考となる情報を求めて調査します。

照会結果については、本人宛に文書で回等することとしています。

公的年金制度の沿革

